

豊橋市男女共同参画行動計画

素案

とよはしハーモニープラン 2013-2017

平成 24 年 11 月

豊 橋 市

第1章	計画の策定について	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	豊橋市の現況	4
1	人口の状況	4
2	世帯の状況	4
3	就業状況	6
4	市民の意識	7
第3章	プランの基本的な考え方	8
1	プランの目標像	8
2	プランの基本目標	10
3	プランの推進イメージ	11
4	プランの体系	12
第4章	プランの重点目標と施策	14
	基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚	14
	重点目標（1）人権を尊重した男女共同参画意識の向上	15
	重点目標（2）子どもにとっての男女共同参画の促進	19
	重点目標（3）男性にとっての男女共同参画の促進	23
	基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進	27
	重点目標（1）政策・方針決定の場への女性の参画の促進	28
	重点目標（2）地域活動等における男女共同参画の促進	34
	基本目標3 男女が働きやすい環境づくり	41
	重点目標（1）雇用や就労における男女平等の推進	42
	重点目標（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	48

基本目標4 生涯を通じた健康の保持と安心できる生活環境の整備	55
重点目標（1）生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	56
重点目標（2）様々な困難を抱える人々への支援	62
重点目標（3）女性などに対する暴力の根絶（豊橋市DV対策基本計画）	68
基本目標5 計画を推進する体制の整備	76
重点目標（1）推進する体制の整備	77
重点目標（2）男女共同参画センターの充実	80
成果指標一覧	84

資 料 編

1 プランの推進体制 豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱	
2 豊橋市男女共同参画条例	
3 豊橋市の男女共同参画に関する施策の経過	
4 アンケート調査とパブリックコメントの実施について	
5 年表	
＜参考資料＞	
男女共同参画社会基本法	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律など	
用語説明	

第1章 計画の策定について

1 策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

国では、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状があることに加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まりや非正規労働者の増加、貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取組につなげていくため、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

愛知県においても、このような社会経済情勢の変化や国の動向を踏まえ、平成23年に「あいち男女共同参画プラン 2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されています。

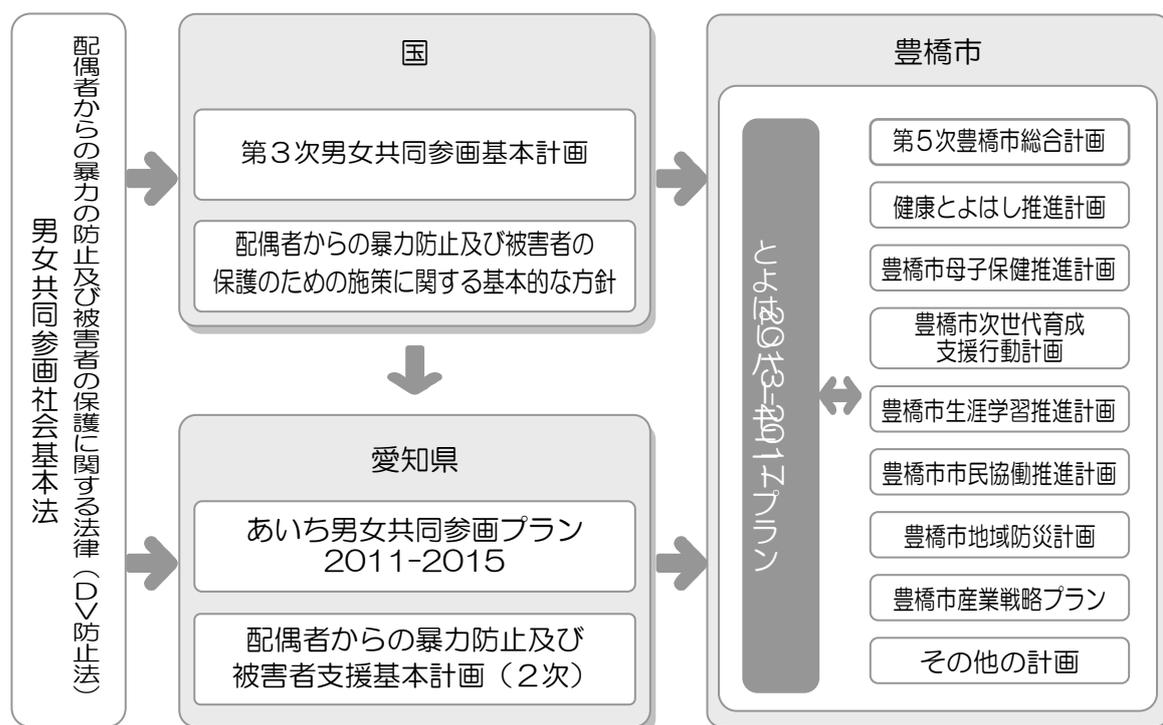
豊橋市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成11年に「とよはし男女共同参画 2000年プラン」、その後、平成15年に「男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 21～男女共同参画が奏でるパートナーシップ～」を策定し、全市を挙げて男女共同参画に関する取組を推進してきました。

しかし、平成23年度に実施した市民意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残り、家庭や職場、地域社会における男女共同参画の推進に対する取組の面で多くの課題がみられます。また、少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労形態に対するニーズの多様化などの問題は、豊橋市においても例外ではありません。「とよはしハーモニープラン 2013－2017」は「とよはしハーモニープラン 21」が平成24年度に計画期間が終了することをふまえ、社会情勢に応じた、新しい方向性を加え策定することとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「豊橋市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

なお、「第 5 次豊橋市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定していきます。



また、平成 19 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、第 2 条の 3 第 3 項に「市町村基本計画（DV^{*}基本計画）」の策定が努力義務として定められました。平成 20 年 1 月に国は「配偶者からの暴力防止および被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において男女共同参画計画など内容が重複するものを見直しを行い「市町村基本計画（DV基本計画）」とすることができるという考えを示しました。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。法律上は「配偶者からの暴力」という言葉を使用し、身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。「配偶者」には「事実婚」を含み、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む。

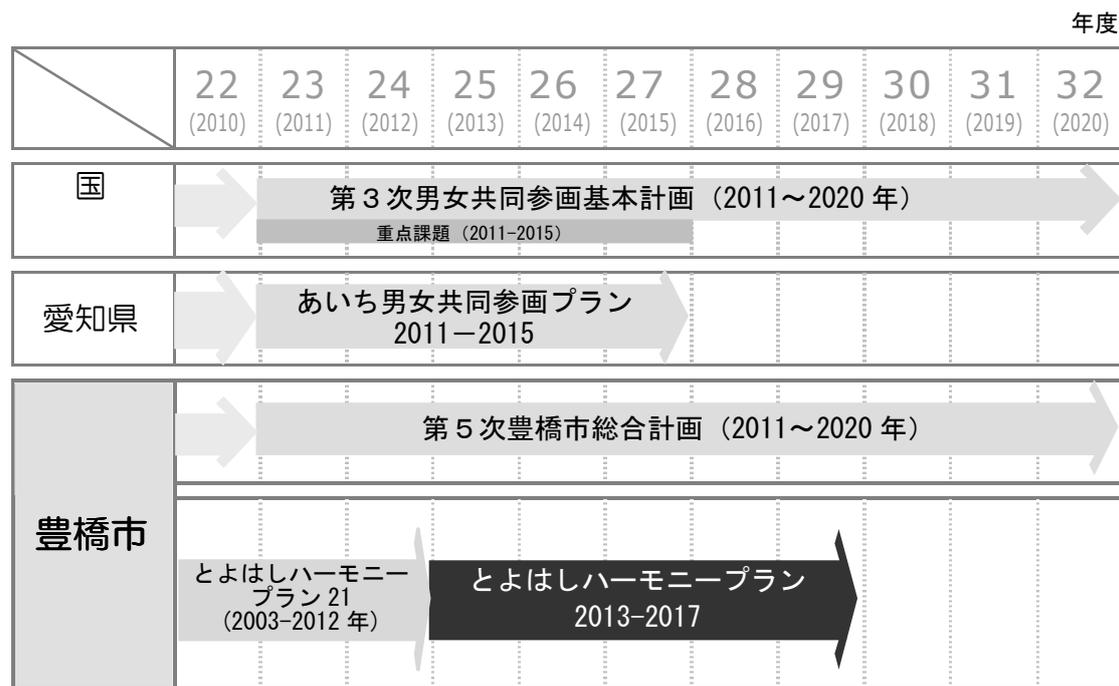
県は平成 20 年 3 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」において、各市町村でのDV基本計画策定の促進を重点目標に掲げています。

本市においては、現計画の中でDVに関する各種施策は実施してきましたが、国・県の動向をふまえ、次期計画ではその一部を「市町村基本計画（DV基本計画）」として位置づけていきます。

3 計画の期間

平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間とします。

なお、期間内でも、社会情勢や市民意識の変化などに応じ、必要があれば見直しを行います。



第2章 豊橋市の現況

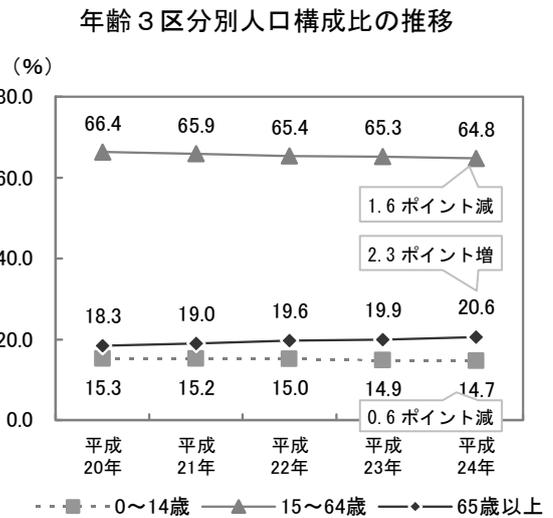
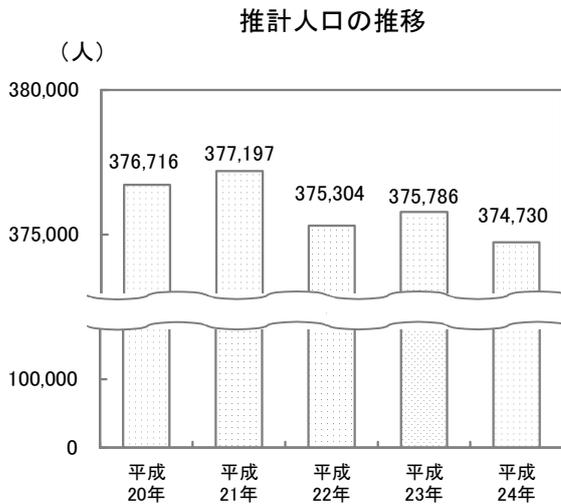
1 人口の状況 …豊橋市（各年4月1日現在）

◆ 総人口 （ ）内は平成21年比

374,730人（2,467人減）

推計人口では平成21年をピークに、微増・微減状態となっています。

年齢3区分別人口構成比は0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）の割合が減少し、65歳以上（高齢者人口）が高くなっています。



2 世帯の状況 …国勢調査（平成22年） （ ）内は平成2年比

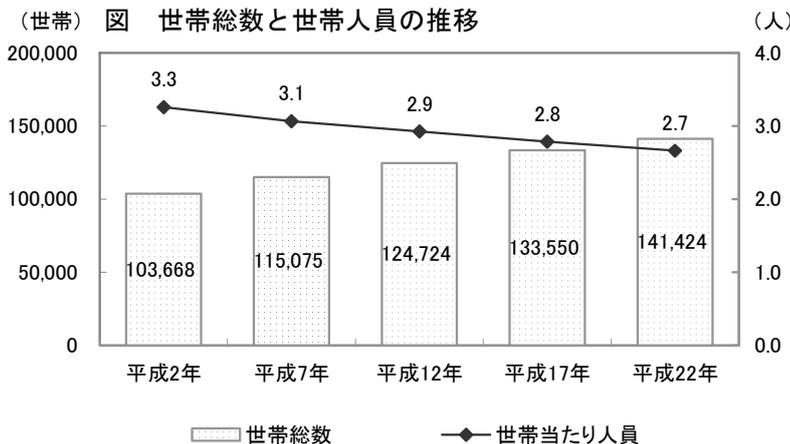
◆ 世帯総数

141,424世帯（37,756世帯増）

◆ 世帯人口

2.7人（0.6人減）

世帯数は平成2年以降増加し、世帯あたりの人口は減少しています。

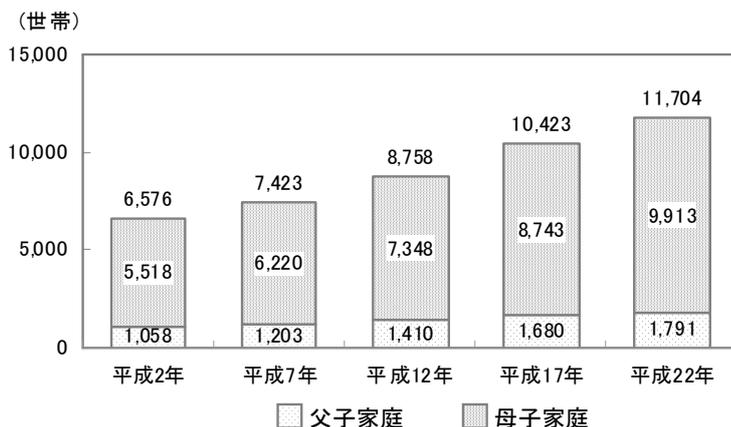


◆ **ひとり親家庭** …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

母子家庭 9,913世帯（4,395世帯増）

父子家庭 1,791世帯（733世帯増）

ひとり親家庭は増加を続け、特に母子家庭でその傾向が高くなっています。

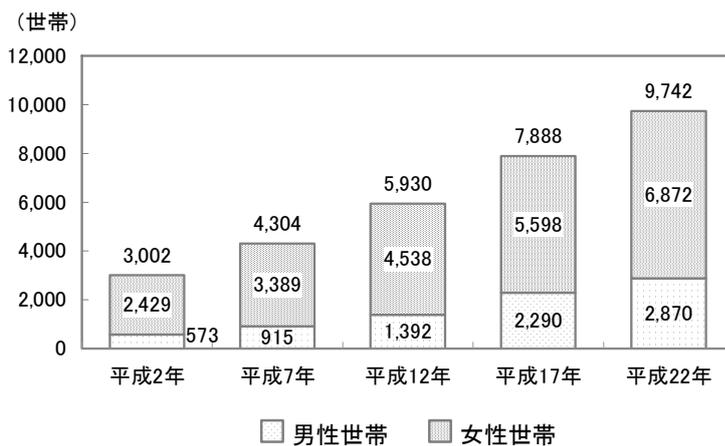


◆ **高齢者単身世帯** …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

女性世帯 6,872世帯（4,443世帯増）

男性世帯 2,870世帯（2,297世帯増）

高齢者単身世帯は増加を続け、女性の平均寿命が高いこともあり、高齢者女性の単身世帯が増加しています。



3 就業状況

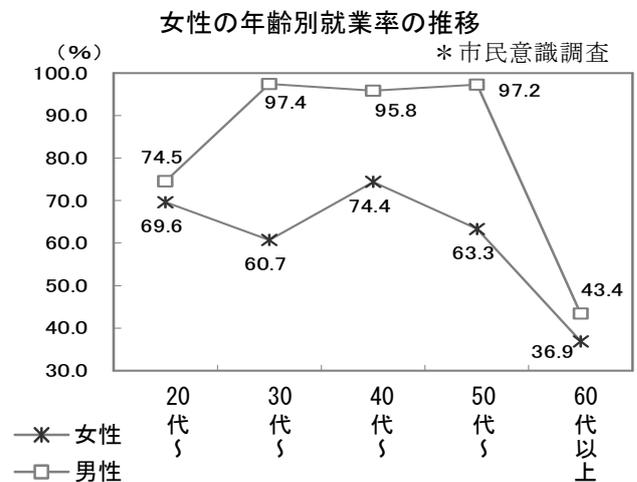
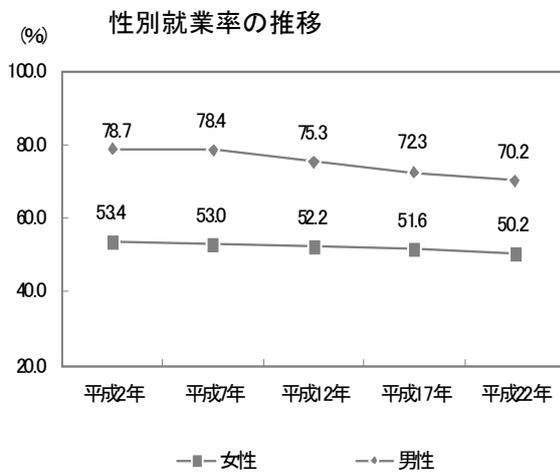
◆ 性別就業率 …国勢調査（平成 22 年） （ ）内は平成 2 年比

男性 70.2%（8.5 ポイント減）

女性 50.2%（3.2 ポイント減）

就業状況は平成 2 年以降、男女ともに減少し続け、特に男性の低下が著しくなっています。

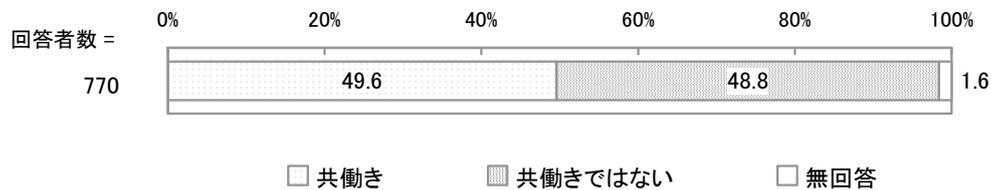
女性の年齢別就業率では、30～34 歳の就業率が一旦落ち込む「M字カーブ」を描いています。



※「市民意識調査」とは「豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査」（調査対象は市内在住の 20 歳以上の男女）

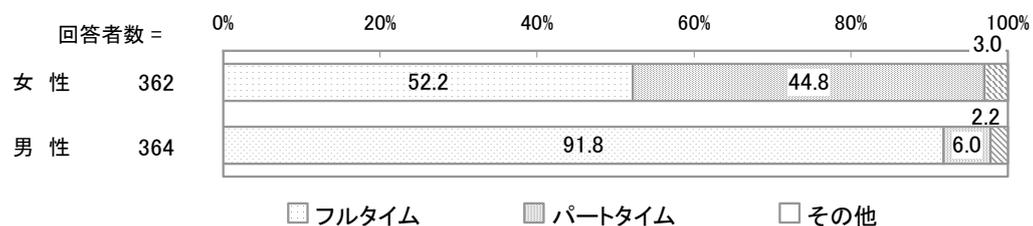
◆ 家庭における就労状況 …市民意識調査（平成 23 年）

家庭における就労状況では約半数が共働きをしています。



◆ 性別就労形態 …市民意識調査（平成 23 年）

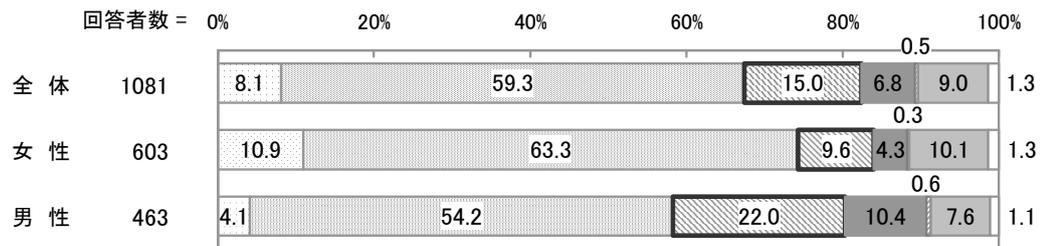
性別就労形態では男性に比べ、女性で極端に非正規雇用が多くなっています。



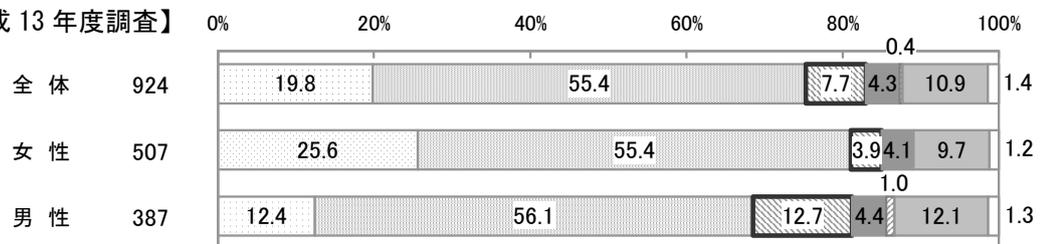
4 市民の意識 ……市民意識調査（平成 23 年）

平成 13 年度調査と比較すると「平等である」の割合は緩やかに増加しています。

【平成 23 年度調査】



【平成 13 年度調査】



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの目標像

男女共同参画社会の実現をめざして

このプランは、豊橋市における男女共同参画社会の実現を目的としています。男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画社会基本法に示されたように、

- ①男女が社会の対等な構成員であること
- ②自らの意思によって社会のあらゆるところに参画できること
- ③男女が均等に利益を享受できること
- ④男女が共に責任を担うこと

などの条件を克服しなければなりません。つまり、男女の人権が尊重され、あらゆるところに参画することができ、その利益も、責任も共に分かち合えるようになる必要があります。

こうした、男女共同参画社会の実現を阻む要因には、社会の仕組みや制度が男性優位であることとともに、人々の意識の問題があげられます。人々の意識の根底に存在する古くからの考え方のうち、「男は仕事、女は家庭」というような性を根拠とする意識や判断基準などは、肉体的な性と区別して社会的・文化的性差（ジェンダー）と呼ばれています。

この考え方は、「男はこう生きるもの」、「女はこうあるべき」というように、個性よりも性を重視し、さまざまな形で人の生き方を固定化します。そして、こうした考え方は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

豊橋市では男女がいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、平成16年に「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このプランでは、人々の意識の啓発を中心としながら、社会のあらゆる場に男女が共に参画できるような環境づくりを進め、「男女共同参画が奏でるパートナーシップ」により、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

＜豊橋市男女共同参画条例における基本理念＞

1. 男女の個人の人権が尊重されること
2. 性別による固定的な役割分担意識が男女の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
3. 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針決定、計画立案に参加する機会が確保されること
4. 男女が相互協力と社会支援の下、家庭生活とその他の活動が両立できるよう配慮すること
5. 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに生涯を通じて健康な暮らしを送ることができるようになること
6. 国際的な理解と協力の下で男女共同参画の推進が行われること

(豊橋市男女共同参画推進条例から要約)

2 プランの基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして、このプランの基本目標を次のように設定します。なお、このプランでは、設定した5つの基本目標を推進するため、第4章で施策の方向を掲げます。

1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を高めます。

2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女が共同参画することを促していきます。

3 男女が働きやすい環境づくり

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる環境の整備を進めます。

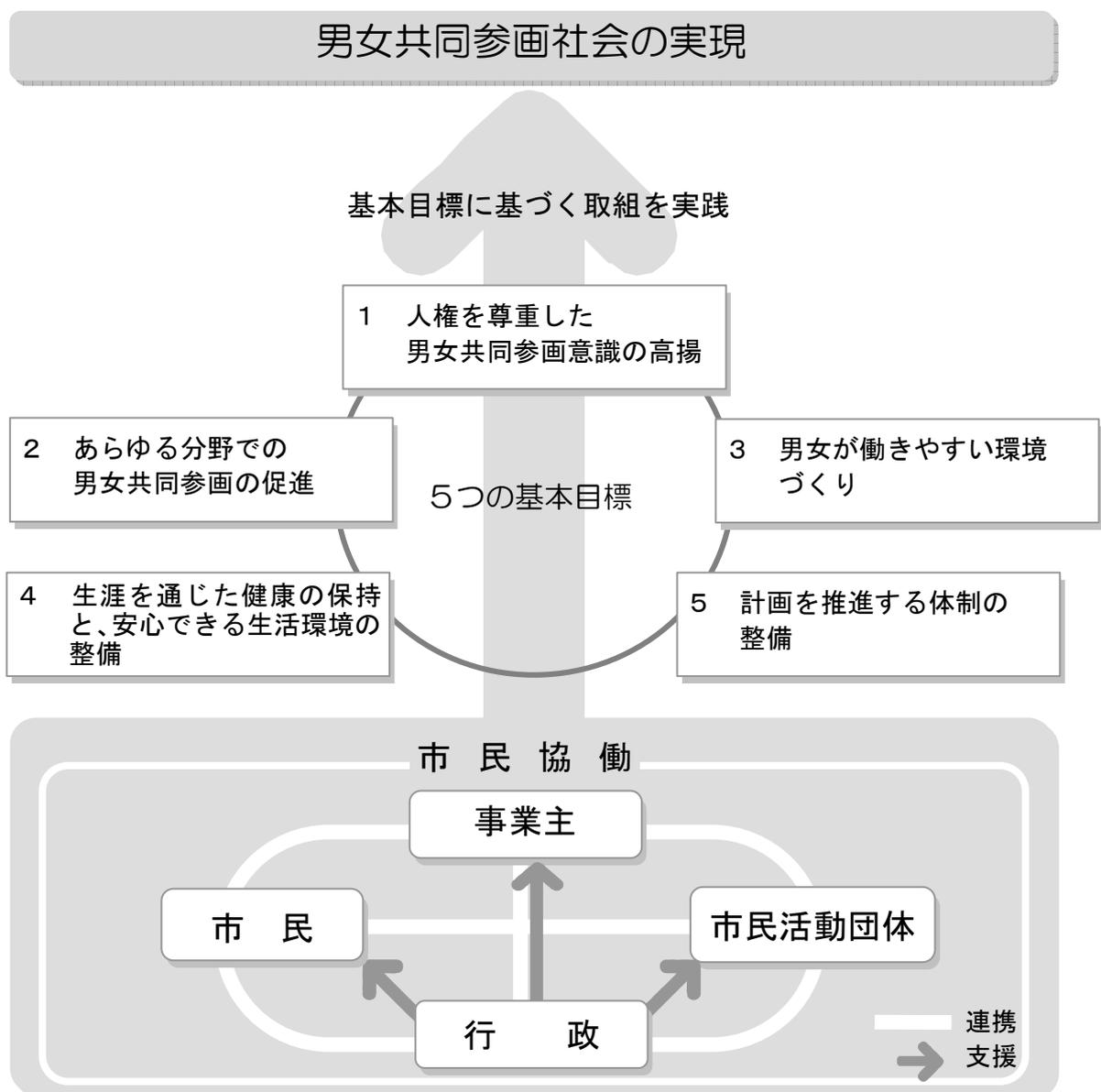
5 計画を推進する体制の整備

このプランの推進体制を市内に確立するとともに、男女共同参画センターを拠点とする施策の推進体制を強化します。

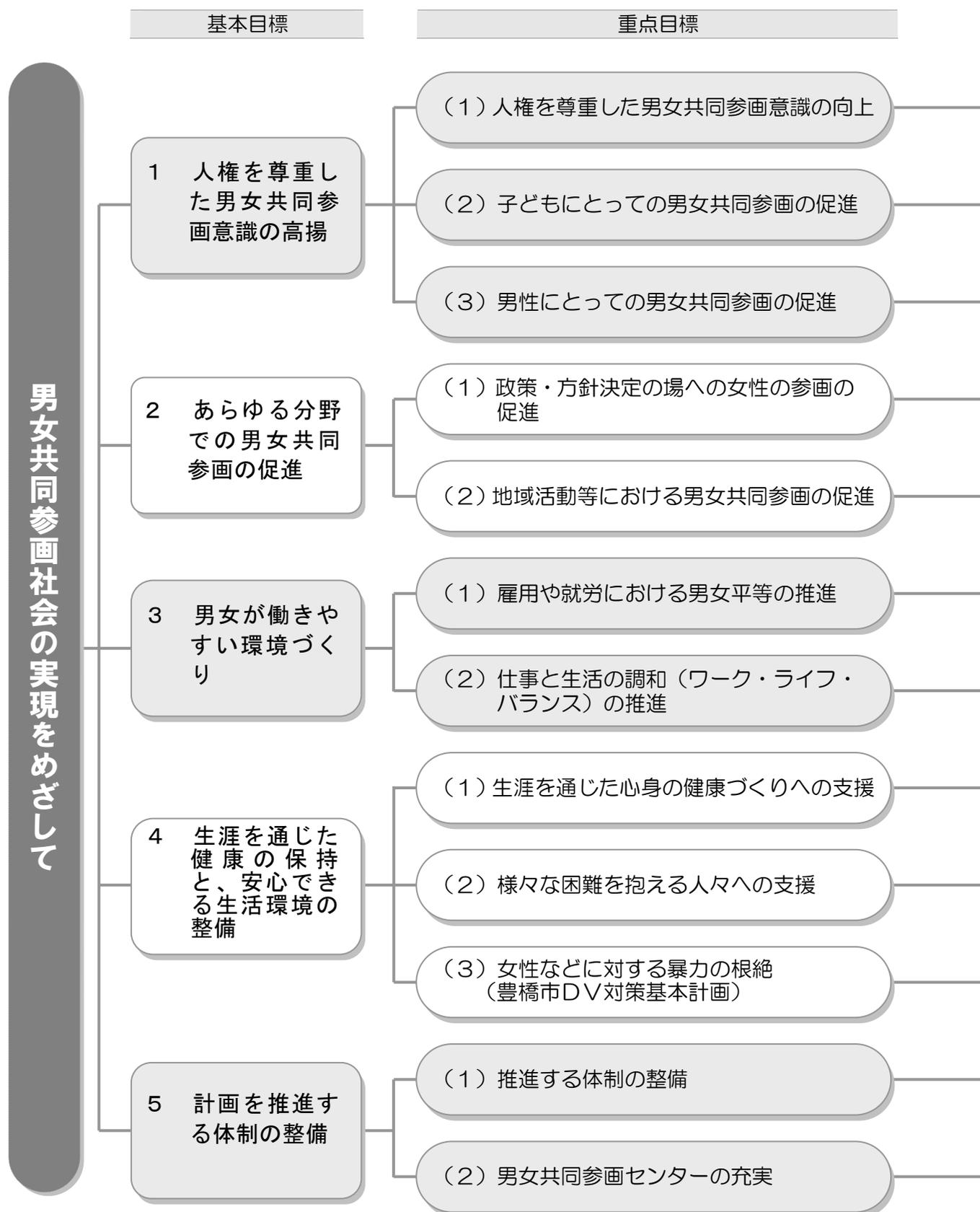
3 プランの推進イメージ

施策の推進にあたっては、行政、市民、事業主、市民活動団体などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するものとします。

図 市民協働による男女共同参画の推進イメージ



4 プランの体系



基本的な施策

- ① 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直しの促進
- ② 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- ① 子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実
- ② 学校における男女共同参画教育の推進

- ① 男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発
- ② 男性の家庭生活、地域生活への参画支援

- ① 女性の登用の促進
- ② 人材育成と能力の活性化

- ① あらゆる人が参加できる地域活動の推進
- ② 地域活動における人材育成の促進
- ③ 責任者への女性の登用等の促進

- ① 雇用や就労における男女平等の推進
- ② 男女が就労し続けるための支援
- ③ 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進
- ② 子育ての支援体制の整備・充実
- ③ 介護の支援体制の整備・充実

- ① 年齢に応じた健康づくりの推進
- ② 男女の性の理解の推進と、性差を踏まえた健康づくりの推進
- ③ 安心して出産できる体制の整備

- ① 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実
- ② 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

- ① DV防止のための啓発活動の推進
- ② 安心して相談できる体制の整備
- ③ DV被害者への自立支援の充実

- ① 庁内推進体制の強化
- ② 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

- ① 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実
- ② 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

第4章 プランの重点目標と施策

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を高めます。

重点目標(1) 人権を尊重した男女共同参画意識の向上

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが男女の人権を尊重し、男女共同参画意識を持ち、生活のあらゆる場面において性別にかかわらず能力を発揮できる環境整備を図ります。

重点目標(2) 子どもにとっての男女共同参画の促進

人権を尊重した男女共同参画意識を育てるためには、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、それぞれの個性や能力を発揮できるよう支援していくことが重要です。子どもたちが男女の違いを理解し、お互いを尊重しつつ、個性や能力を発揮できるよう、家庭及び地域、学校を通じて一層の男女共同参画教育を推進していきます。

重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の促進

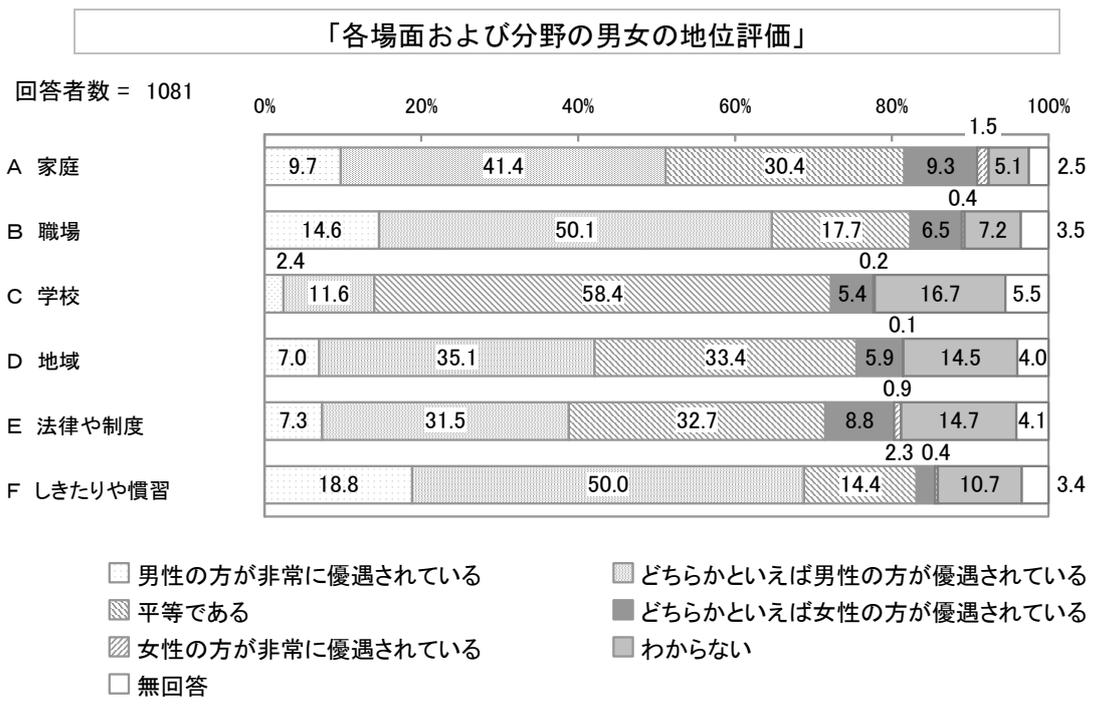
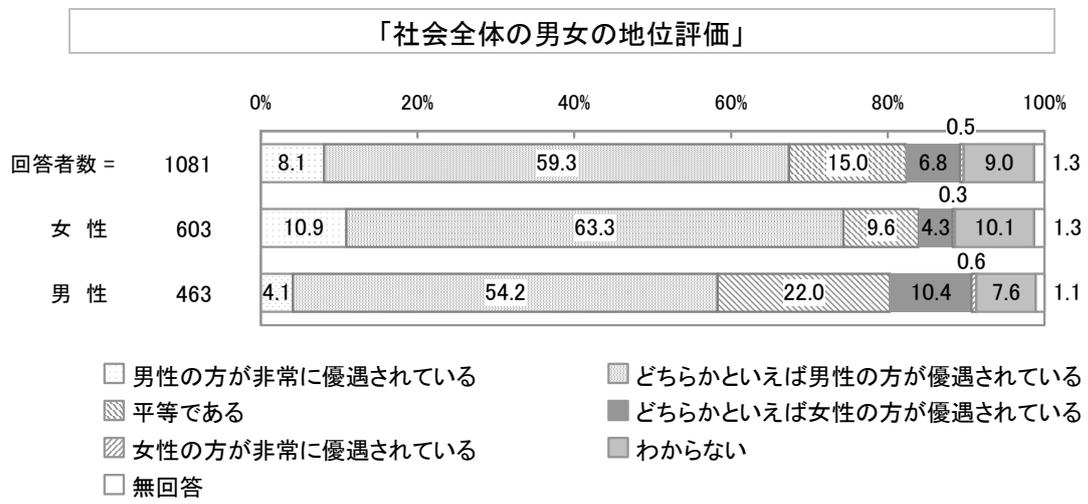
男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深め、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれず、生き生きとした生活を送ることができるよう、男性への啓発を進めます。

重点目標（１）人権を尊重した男女共同参画意識の向上

【現状】

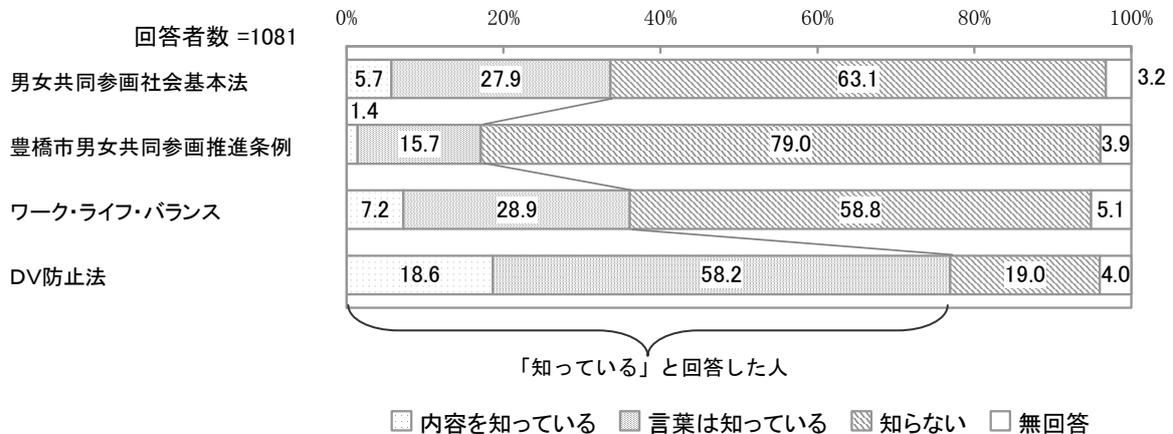
○社会全体の男女の平等感は依然として「男性の方が優遇されている」と評価する人が多く、特に「職場」や「しきたりや慣習」で不平等感が強く残っています。

○男女共同参画に関する用語の周知度をみると、7割以上が「言葉は知っている」が、「内容を知っている人」は2割に達していません。



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

「用語の周知の図表」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- 人権尊重の意識をさらに高めていくためには、特にしきたりや習慣・制度の見直しを推進するための啓発活動が必要です。
- 男女共同参画への意識を向上させるため、市民の関心を高め、周知度を上げるための学習機会の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直しの促進
- 男女共同参画を推進する学習機会の充実

指標・
目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 1 重点目標（1）

啓発活動や学習機会の充実を図り、男女共同参画意識の高揚を目指します。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合	H23 年度	33.3%	H29 年度	50.0%	市民協働推進課
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H23 年度	15.0%	H29 年度	3 ポイント以上の上昇	市民協働推進課

基本的な施策① 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直しの促進

広報紙や地元放送局などあらゆる媒体を活用し、人権尊重意識の醸成を推進するとともに、社会制度や慣行の見直しにつながる身近で実践的な啓発活動を推進します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男女共同啓発紙の発行	男女の参画意識の向上を図るため、啓発紙「花づな」を発行し、全世帯に配布する。	市民協働推進課	継続
男女共生フェスティバルの開催	行政・市民・事業主・市民活動団体が連携し、男女共同参画意識の向上を目的としたイベントを開催する。	市民協働推進課	拡充
広報紙による啓発	「広報とよはし」に男女共同参画に関する特集を掲載し、広く市民へ周知する。	市民協働推進課	継続
男女共同参画意識の向上を図るイベントの開催	男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）や男女共同参画月間（10月）に合わせて、男女共同参画意識を高めることを目的としたイベントを開催する。	市民協働推進課	新規
地元放送局と連携した広報活動の推進	ケーブルテレビやFMラジオ局のスポット放送などにより、各分野における男女共同参画の取組などを市民に周知する。	市民協働推進課	新規

基本的な施策② 男女共同参画を推進する学習機会の充実

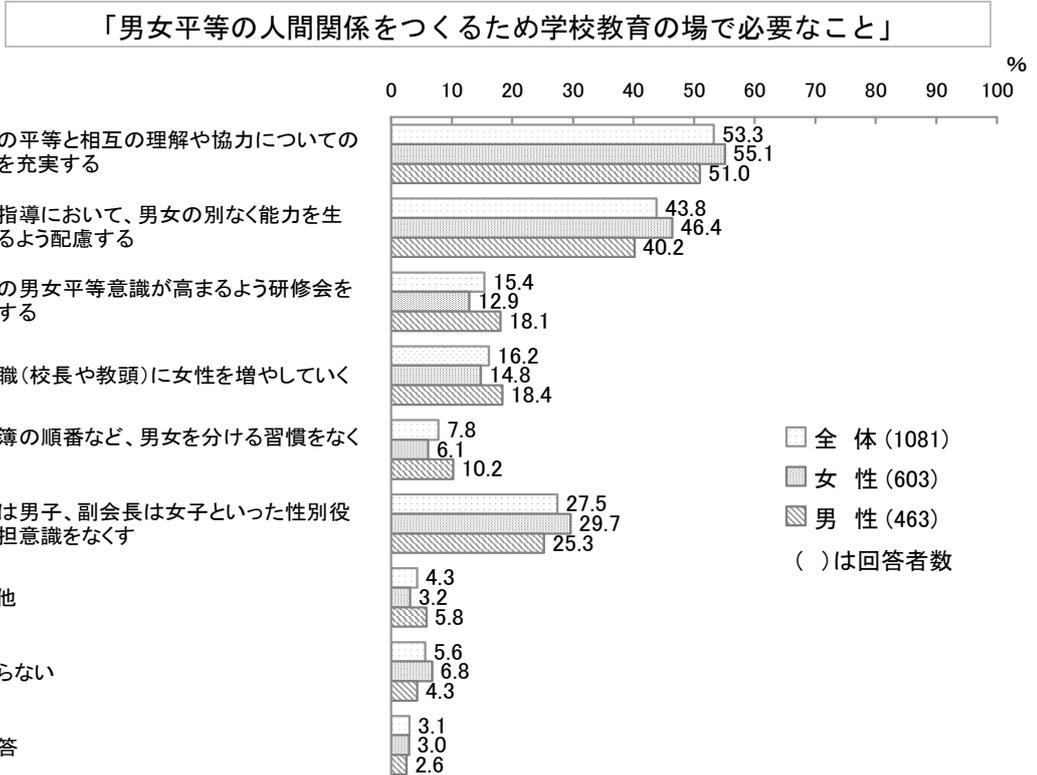
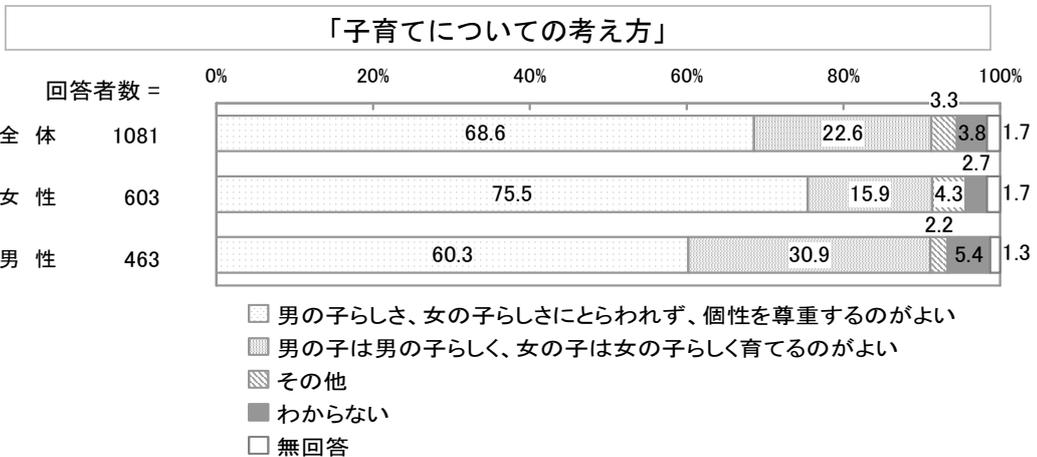
市民一人ひとりの男女共同参画意識を醸成するため、性別や年齢にかかわらず男女共同参画社会に関する教育・学習の機会を提供し、その充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男女共同参画意識の向上を図る講座の開催	男女共同参画意識の向上を目的とした市民向け講座を開催し、男女の意識と資質の向上を図る。	市民協働推進課	継続
地域における人権啓発の推進	地域における人権啓発として、人権擁護委員などと連携し出前講座を実施し、人権擁護への理解を促す。	福祉政策課	新規
生涯学習講座の実施	市民の学習ニーズに対応したテーマ、参加しやすい魅力ある企画など、生涯学習講座を開催する。	生涯学習課	継続
生涯学習情報の提供	生涯学習情報をインターネットで配信する。また、その情報をもとに「生涯学習情報紙」を発行し、市民に無料配布する。	生涯学習課	継続

重点目標（２）子どもにとっての男女共同参画の促進

【現状】

- 「性別にとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える市民が7割近くいますが、2割強の市民が「男の子らしく、女の子らしく育てるのがよい」と考えています。
- 男女平等の人間関係をつくるため、学校教育の場では「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことを必要と考える市民が半数以上を占めています。



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- 子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮し、成長していくことができるように、家庭教育及び地域における教育の充実を図る必要があります。
- 子どもたちが男女の違いを理解し、お互いを尊重しつつ、個性や能力を発揮できるよう、学校教育において男女共同参画を促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実
- 学校における男女共同参画教育の推進

指標・ 目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 1 重点目標 (2)

家庭・地域・学校における教育の充実を図り、子どもの男女共同参画意識の醸成を図ります。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える人の割合	H23 年度	68.6%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
小・中学校における人権教育の実施	H23 年度	小学校 2ブロック 中学校 7校	H29 年度	小学校 2ブロック 中学校 7校	福祉政策課

基本的な施策① 子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような子どもの人格形成が図られるよう、子どもの人格形成に最も影響を与える家庭や、それをとりまく地域において男女共同参画意識を醸成する教育の機会を充実します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
ボランティアに関する出前講座の実施	地域で市民活動を行っている事例を紹介する。	市民協働推進課	新規
地域における人権啓発の推進	保育園・幼稚園における人権教育として、人権擁護委員と連携し、紙芝居などを活用した出前講座を実施し、園児や保護者への理解を促す。	福祉政策課	新規
高校生仕事体験プログラムの実施	職人や技術者など、プロの仕事人から職業の楽しさ、働くことの大切さを学ぶ高校生向け仕事体験プログラムを実施する。	こども未来館	新規
こども未来館への運営参画の実施	中学生・高校生がイベントのスタッフとして参加し、事業内容の検討から参画するなど市民協働による運営を推進する。	こども未来館	新規
保育士向け人権教育研修の開催	保育士を対象に、人権教育など男女共同参画に関する研修を開催する。	保育課	新規
家庭教育講座の実施	家庭の教育力向上を図るため、子どもを持つ親や親子を対象に家庭教育に関する学習機会を提供する。	生涯学習課	継続
地域における教育活動の推進	校区市民館等を中心に、地域ぐるみで子どもを育む活動を実施する。	生涯学習課	継続

基本的な施策② 学校における男女共同参画教育の推進

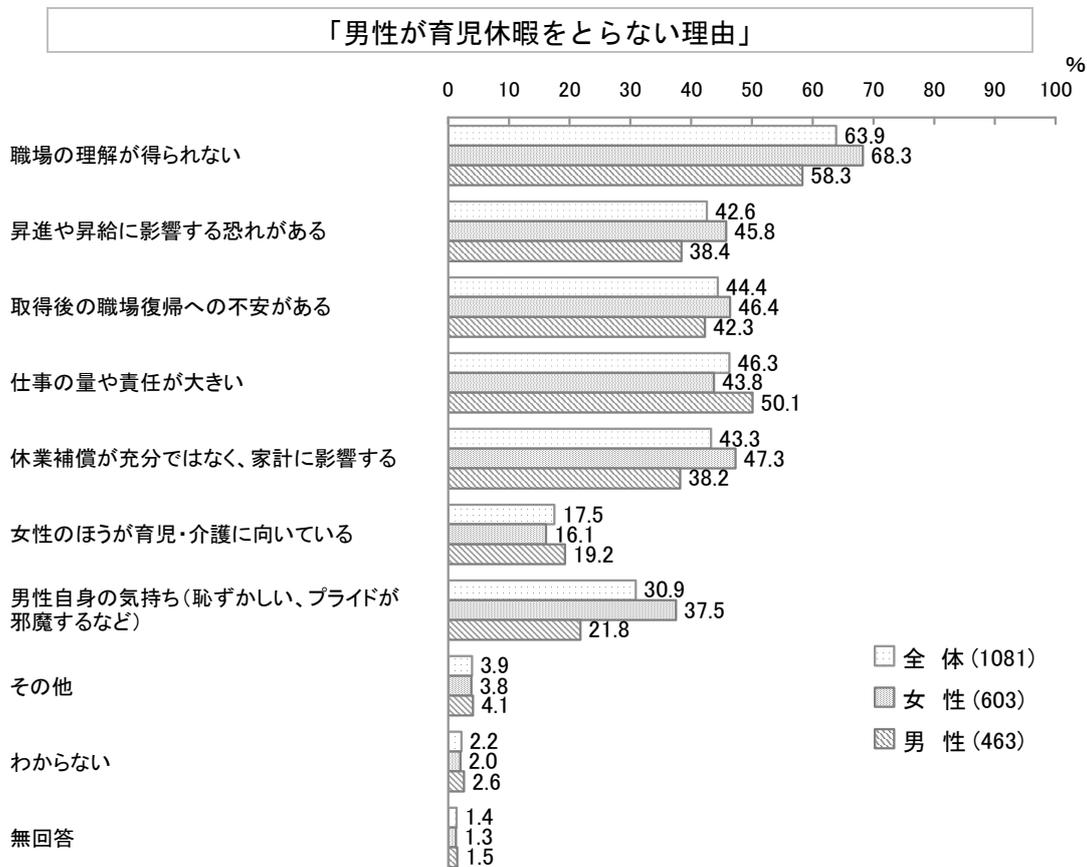
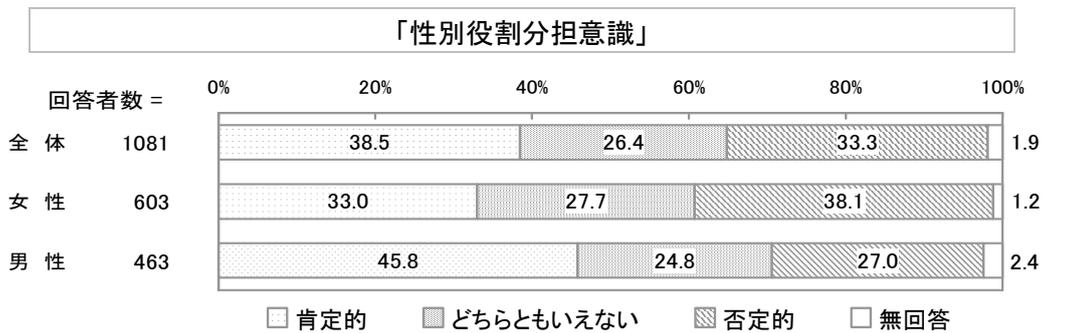
子どもの発達段階に応じて、学習指導の中で人権尊重や男女の違いの理解、相互協力意識を育て、実践するための教育を充実します。また、子どもへの男女共同参画教育を推進するため、教職員の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
学校への男女共同参画の出前講座の実施	市内の小・中学校からの依頼に基づき、市の職員が学校へ出向き講座を開催する。	市民協働推進課 学 校 教 育 課	継続
児童及び保護者への啓発パンフレットの作成	児童及び保護者に対して、男女共同参画について正しい理解を促すよう、パンフレットを作成し配布する。	市民協働推進課	継続
子どもへの福祉教育の推進	福祉に関する教育冊子を作成し、市内中学校に配布する。また、市民を講師とする小中学校へ出前講座を実施し、福祉に対する理解とボランティア意識の向上を図る。	福 祉 政 策 課	拡充
学校における人権教育の推進	小・中学校における人権教育として、人権擁護委員と連携し、出前講座や人権講話を実施し、児童・生徒や保護者への理解を促す。	福 祉 政 策 課	新規
人権に関する学習機会の提供	小・中学校での道徳教育を中心に推進を図る。県教育委員会の道徳教育総合推進サイトへの積極的な活用も行う。	学 校 教 育 課	継続
混合名簿の実施	小・中学校の実情に応じて、男女混合名簿の実施について働きかける。	学 校 教 育 課	継続
教員向け人権教育講座の開催	中堅教員（11年目）研修中の人権教育で講義を開催する。	学 校 教 育 課	継続
人権教育指導者研修会へ教員等の派遣	人権教育指導者研修会へ市内小・中学校の教員とPTA役員を1名ずつ派遣する。	学 校 教 育 課	継続
性教育の実施	保健や特別活動の授業で「保健体育」教科書や「性教育の手引き」を使用して授業実践をする。	学 校 教 育 課	継続
キャリア教育の推進	小学校3年のいきいき体験活動や中学校2年の職場体験学習を中心に、教育課程にキャリア教育のプログラムを位置づけ、系統的に取り組み、職業観を育成する。	学 校 教 育 課	新規

重点目標（３）男性にとっての男女共同参画の促進

【現状】

- 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は、男性では肯定的な人の割合が高く、女性は否定的な人の割合が高くなっています。
- 男性が育児や介護で休みをとらない理由については、「職場の理解が得られない」、「仕事の量や責任が大きい」、「取得後の職場復帰への不安がある」などが大きな理由となっています。



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会であるとの意識啓発を進める必要があります。
- 男性が家庭生活や地域生活への参画を進める上で抱える問題を明らかにし、具体的な支援を行うことが求められます。

【施策の方向性】

- 男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発
- 男性の家庭生活、地域生活への参画支援

指標・ 目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 1 重点目標 (3)

男性の固定的役割分担意識を解消し、家庭や地域への参画を促進します。

項目名	現況		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)男性の割合	H23 年度	27.0%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
市男性職員の育児参加休暇等の取得率	H23 年度	11.1%	H26 年度	50.0%	人事課

基本的な施策① 男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

男性の性別による固定的役割分担意識の解消や仕事優先の考え方の見直しに向け、男女共同参画の意義について男性の理解を深める啓発を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男性の男女共同参画意識の向上を図る講座の開催	男性への男女共同参画の啓発のため、男性向け講座を開催する。	市民協働推進課	継続
男性の意識啓発を目的としたパンフレットの発行	男性に対して、男女共同参画について正しい理解を促すよう、パンフレットを作成し配布する。	市民協働推進課	新規

基本的な施策② 男性の家庭生活、地域生活への参画支援

男性の子育てや介護、地域活動などへの参画を促進するため、職場や地域での理解を深めるための支援を実施します。また、固定的性別役割分担意識に基づくプレッシャーなどにより、仕事や経済的な悩みを抱えやすい男性のための相談等支援体制を充実します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市男性職員の育メン参画支援	仕事と子育て両立のためのハンドブックなど利用し、男性育休経験者の体験談を掲載し、男性の育休取得を啓発する。	人事課	新規
市男性職員の育児・介護休暇取得への理解促進	上記ハンドブックや人事課からの休暇に関する通知にて、育児・介護関連休暇の取得を呼び掛け、職場内と本人の理解を促進する。	人事課 市民協働推進課	新規
男性のための相談窓口の開設	「仕事」、「子育て」、「家庭」、「職場や地域での人間関係」などで悩みを抱える男性のための相談窓口を開設する。	市民協働推進課	新規
高齢男性の地域活動への参画	老人クラブ活動の推進や豊橋市シルバー人材センターの支援などを通して、地域に参加するきっかけ作り、仲間づくり、学習の場の提供、多様な世代との交流の場の提供を推進する。	長寿介護課	新規
男性の育児休暇取得を推進する中小企業への支援	男性の育児休暇取得を推進する中小企業を対象に、取得者あたりの支援策を検討し、男性の育児への参加を推進する。	市民協働推進課 子育て支援課 商工業振興課	新規

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女が共同参画することを促していきます。

重点目標（1） 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには、性別や年齢にかかわらず、多様な人材が協働して社会の担い手となることが重要です。女性の参画を拡大するなど、行政・地域・職場などで連携して、産業、環境、防災、まちづくりなどあらゆる分野の政策・方針決定の場において男女共同参画を推進します。

重点目標（2） 地域活動等における男女共同参画の促進

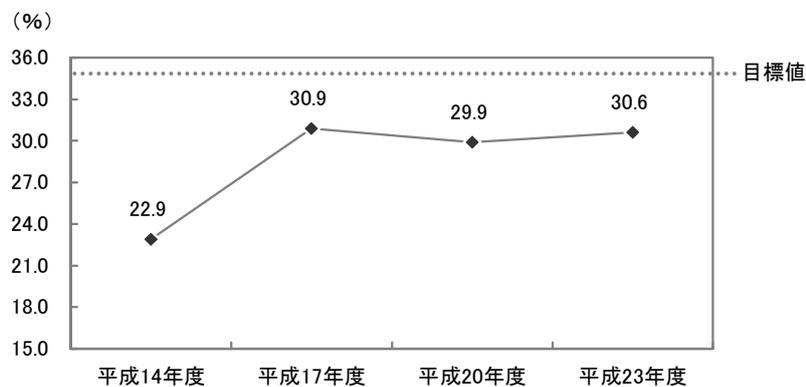
地域のつながりの希薄化が指摘される現代においては、男女がともに協力し合い、地域活動を担うことが求められます。これまで以上に地域活動への参加意識を高めるとともに、地域や職場との連携により男女が参加しやすい環境づくりを進めます。

重点目標（１）政策・方針決定の場への女性の参画の促進

【現状】

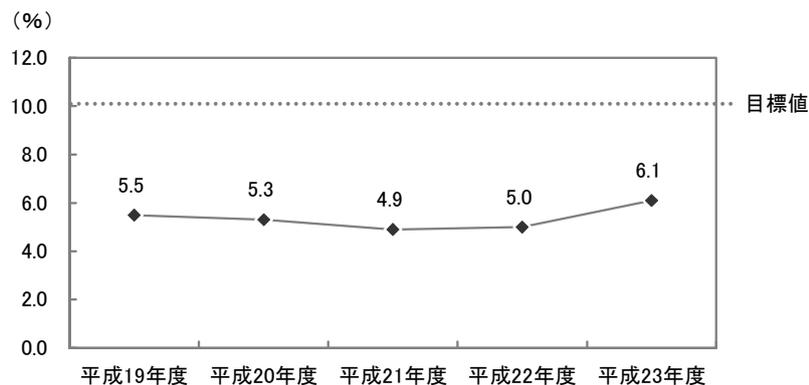
- 豊橋市における女性の政策方針決定過程への参画状況は、各種審議会等への女性の登用率が30.6%、市職員における女性管理職の割合は6.1%、主査以上の職員の割合は16.3%に留まっています。
- 市民意識調査結果では、男女が協力して意思決定を行えるようにするために必要なこととして「男性と女性が協力し合う意識を高める」ことを約7割の市民が求めています。

「審議会等への登用率」



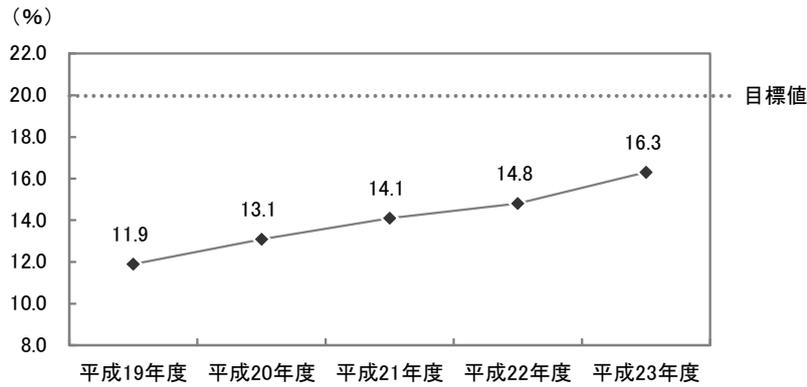
資料：豊橋市

「市職員の管理監督者に占める女性の割合」



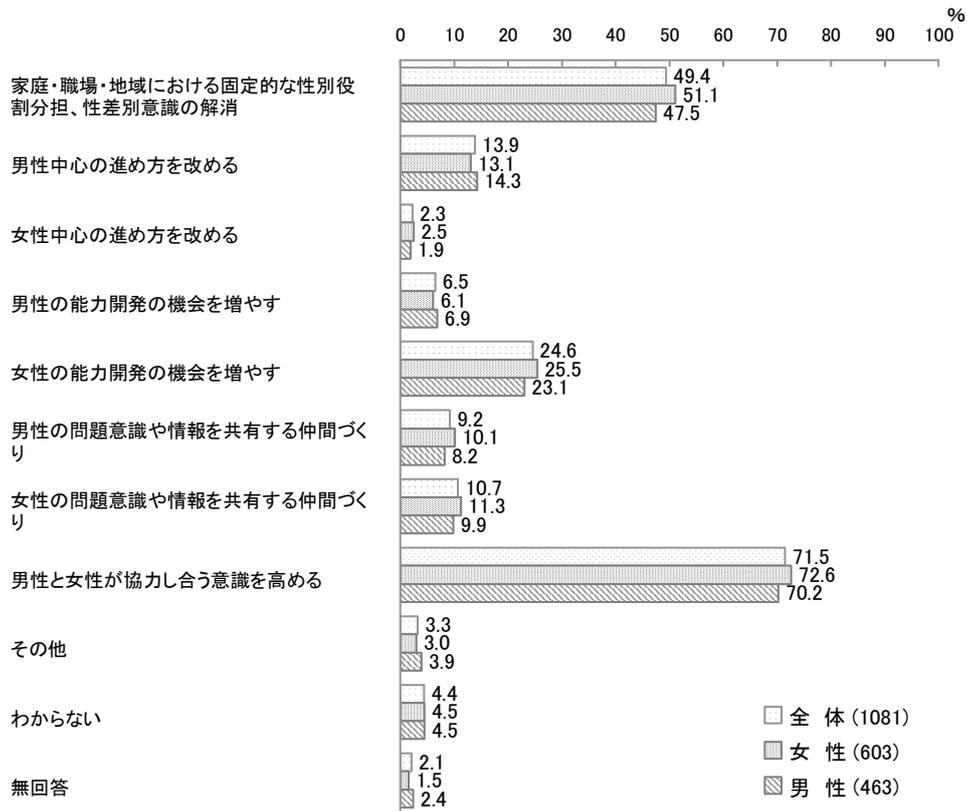
資料：豊橋市

市職員の「主査職に占める女性の割合」



資料：豊橋市

「男女が協力して意思決定を行えるようにするために必要なこと」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

【課題】

- 政策・方針決定の場において女性の参画を拡大し、男女がともに協力し、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 男女が協力して意思決定を行えるようにするために、男女の協力意識を高めるほか、女性の意識改善や人材育成を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 女性の登用の促進
- 人材育成と能力の活性化

指標・
目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 2 重点目標 (1)

女性の意識改善や人材育成を図り、政策及び方針決定の場への参画を促進します。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
市の審議会等に占める女性委員の割合	H24 年度	29.8%	H29 年度	35.0%	市民協働推進課
市職員の管理監督者に占める女性の割合	H23 年度	6.1%	H28 年度	10.0%	人事課
学校における女性教員の管理部門(校長・教頭)への登用	H24 年度	17.0%	H29 年度	現状より増加	学校教育課

基本的な施策① 女性の登用の促進

各分野で活躍する女性の発掘や人材情報の提供を進め、市の各種審議会等への女性の登用を促進します。また、男女ともに幅広い分野での職務経験をすすめるとともに女性の職域拡大を図り、男女の意見を政策に反映できる仕組みづくり、能力を發揮できる環境づくりを進めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
防災会議へ女性委員の登用の促進	防災会議の委員として、市域の防災に関し、市の行うべき業務を中心として、地域内の関係機関との協力を含めた総合的な計画を定め、また市長に意見を述べるなどの際、女性の視点から政策・方針の決定を行う。	防災危機管理課	継続
市女性職員の職域の拡大と育成	女性がさまざまな分野で活躍できるよう、女性の職域拡大を図りながら OJT 手法を活用して人材育成し、女性管理職の登用に努めるとともに、女性が必要な能力を身に付けることができるよう職場環境を整備する。また、女性のキャリア形成に向けたロールモデルとなる登用を継続して行う。	人事課	継続
市役所におけるハラスメント防止対策	男女がともに働きやすい職場環境を築くため、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど幅広いハラスメントの防止及び相談体制を構築し、職員に周知を図るとともに正しい認識と理解を得るための研修を実施する。	人事課	継続
市職員の休業者へのフォローアップ体制の整備	育児休業などで休業した職員のスムーズな職場復帰を図るため、休業中の連絡体制、能力開発などへのサポート体制の整備を図る。	人事課	継続

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市女性職員の登用計画の推進	女性の登用の必要性を庁内に周知し職員の意識改革を行うとともに、積極的なロールモデルの発掘を行うことで、女性の登用を進める。	人 事 課	新規
市の附属機関等への女性の参画促進	附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱などに基づき、女性委員の参画を促進する。	市民協働推進課 行 政 課	継続
女性人材リストの登録及び情報提供の促進	市内で活躍する女性のリストへの登録促進を図り、各種審議会委員の選定への情報提供に活用する。	市民協働推進課	拡充
審議会等への女性委員登用の促進	女性登用を進めるため、庁内への人材情報の提供を行うなど周知を図るとともに、登用状況の進捗管理を継続的に実施する。	市民協働推進課	新規
学校における管理職（校長・教頭）への女性登用の促進	男女の格差なく、管理職としての能力に秀でた人材を登用する。	学 校 教 育 課	新規

基本的な施策② 人材育成と能力の活性化

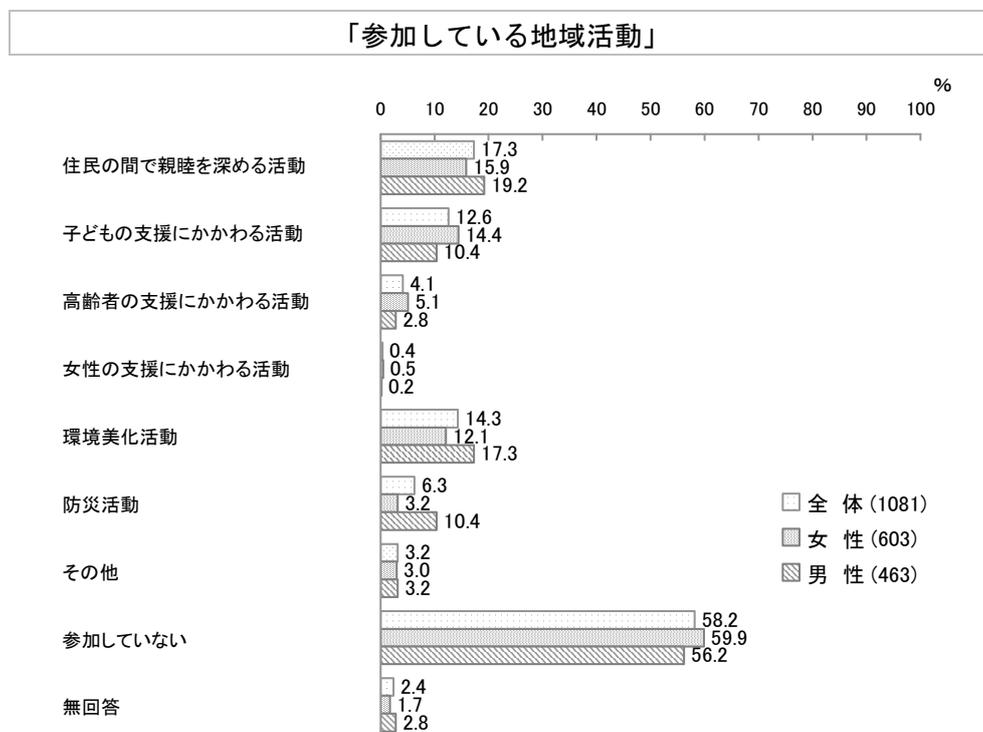
女性が能力を発揮し政策・方針決定の場に参画するための能力を開発し、女性自身の意識や行動の改革を促すため、教育・学習機会の充実や女性団体・グループへの支援を図り、新たな人材育成に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市長との懇談会の実施	市長との懇談会において女性や中学生、自治会員などが意見や考え方を示し、意見交換などを通して市政に対する理解を深める。また、行政側は市民ニーズの施策への反映を図る。	広報広聴課	継続
消費者活動への支援	消費生活の改善に意欲を持つ消費者団体等グループに対し、講座などを開催するとともに、各団体の交流と消費者意識の向上を図る。	安全生活課	継続
男女共同参画推進セミナーの実施	男女共同参画社会の担い手となる人材を育成するため、男女を対象にセミナーを開催する。また、セミナー修了生をネットワークカーとして登録し、協働して男女共同参画を地域に広げる活動を行う。	市民協働推進課	拡充
女性団体・グループへの支援	女性団体・グループの会員を対象に、指導者として必要な知識を学習する機会を提供するとともに、研修会や会議などでの情報交換を通して活動の活性化を図る。	市民協働推進課	継続
豊橋女性団体連絡会への活動支援	市内の女性団体・グループで組織する団体連絡会の男女共同参画社会実現への取組に対して研修会の実施等、活動支援を行う。	市民協働推進課	継続

重点目標（２）地域活動等における男女共同参画の促進

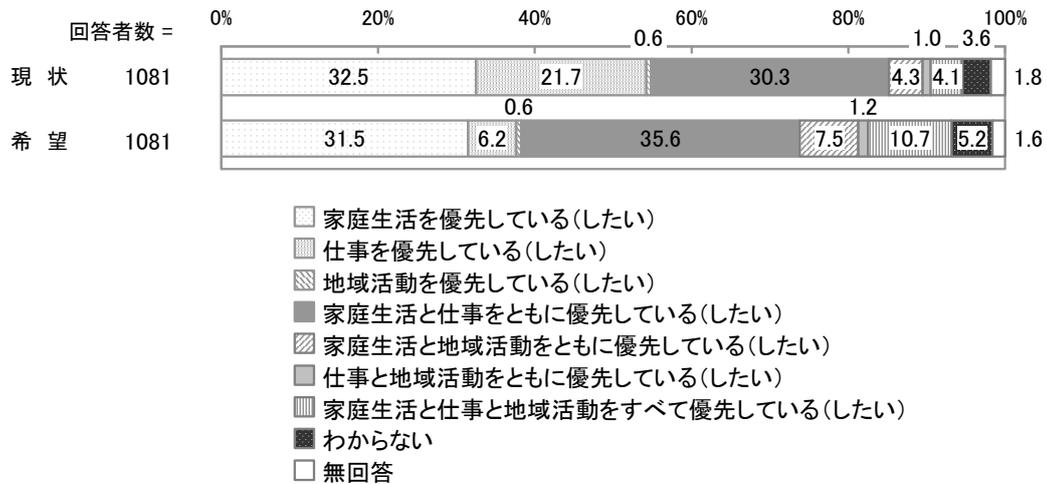
【現状】

- 市民が参加している地域活動をみると、何らかの活動に「参加している人（「参加していない」、「無回答」を除く）」は39.4%で、性別でみると、「防災活動」は女性よりも男性の割合が高くなっています。
- 家庭・仕事・地域活動との関係では、現状と希望で比較すると、「家庭生活と仕事をともに優先」、「家庭生活と仕事と地域活動をすべて優先」のどちらの回答も現状より希望のほうが上回っています。
- 本市では近年、町内の自治会長への女性の就任が徐々にみられる中、平成23年度には初めての女性の校区自治会長が就任しています。



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

「家庭、仕事、地域の関係」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- リーダーの不足や地域によって市民協働・男女共同参画意識への理解が異なっているため、地域において男女がともに活動に参加できるための継続的な支援が必要です。
- あらゆる分野で男女が地域活動に参加するため、参画機会の充実を図る必要があります。
- 地域活動において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

【施策の方向性】

- あらゆる人が参加できる地域活動の推進
- 地域活動における人材育成の促進
- 責任者への女性の登用等の促進

指標・
目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 2 重点目標（2）

あらゆる分野・地域活動において活躍する、女性リーダーの育成・支援を図ります。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
自治会長に占める女性の割合	H24 年度	校区会長 2 人(51 校区) 町会長 15 人(441 町)	H29 年度	増加	市民協働 推進課
NPO 法人における女性代表者数	H24 年 10 月	22 人 (74 団体)	H29 年度	増加	市民協働 推進課

基本的な施策① あらゆる人が参加できる地域活動の推進

安全や環境などに配慮したまちづくりや、外国人との共生など住民に直結する様々な課題に対して、地域で暮らす一人ひとりが担い手となって地域活動に参画することにより、男女が共同して解決していくための意識の啓発を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
地域防犯活動の推進	防犯教育講座の開催や自主防犯団体等への防犯物品支援などにより地域の自主防犯活動を支援する。	安全生活課	継続
交通安全活動への参加促進	年齢に応じた交通安全教育や交通安全行事への参加により、市民の交通安全意識を高める。また、地域の交通安全活動の支援を行い、参加しやすい環境づくりに努める。	安全生活課	継続
東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の運営	市民活動団体の情報の共有化、情報の受発信を支援するため、東三河5市で市民活動情報サイトを運営する。	市民協働推進課	継続
市民活動を支援する制度の実施	「市民協働推進基金」の運営、「市民協働推進補助金」の交付により、市民活動団体の活動を資金面から支援する。	市民協働推進課	継続
地域活動を支援する制度の実施	住みよい暮らしづくり計画の作成支援、地域づくり活動交付金の実施により、男女の地域活動への参画を促すとともに、市民と行政の協働を推進する。	市民協働推進課	拡充
とよはしインターナショナル・フェスティバルの実施	国際交流ボランティア、国際交流団体、留学生、NPOに幅広く参加を呼びかけ、市民と東三河在住の外国人が集い友好親善や相互理解を図るイベントを開催する。	多文化共生・国際課	継続

事業名	事業の概要	担当課	方向性
地球温暖化対策活動への市民参加の促進	地球温暖化防止に対する市民意識の向上を図るとともに、エコファミリーとそのサポート制度による市民のライフスタイルの転換や、公共施設等における緑のカーテンの設置により省エネ化を図る。	環境政策課	新規
ごみ減量推進事業の実施	ごみの発生抑制・リユース・リサイクルの推進を図るため、市民・事業主の活動を促進する。	環境政策課	新規
豊橋まつりの実施	豊橋まつりにおいて、市民の参加により総おどりやダンスコンテスト、パレカなどイベントを盛り上げる。	観光振興課	継続
校区社会教育委員会連絡協議会への活動支援	校区社会教育委員会連絡協議会の研修会開催により、男女の地域活動への参画を促す。	生涯学習課	継続
P T A活動への支援	P T A活動において、男女共同参画の視点に立った意見を聴取するため、活動の中心となっている女性役員等に対し代表者研修会などへの参画を促す。	生涯学習課	継続
市民マラソンの推進	男女が参加できるイベントとして、豊橋みなどシティマラソン、穂の国豊橋ハーフマラソンを実施する。	スポーツ課	新規
図書館まつりの開催	図書館を中心に活動しているグループ・団体が実行委員会をつくり、イベントを開催する。	図書館	継続

基本的な施策② 地域活動における人材育成の促進

あらゆる分野で男女がともに活躍するため、各種セミナーへの男女の参画促進や活動団体への支援を行うとともに、男女の能力開発支援として新たな人材育成に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
自主防災組織の育成強化と女性参画の推進	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の強化及び女性の参加促進を図る。	防災危機管理課	拡充
自主防災会への女性参画のための啓発	地域の防災分野における女性の参画を推進するため、講座、講話、セミナーへの参加促進を図る。	防災危機管理課	新規
災害ボランティアコーディネーターの育成および活動支援	災害ボランティア養成講座を開催し、全国から駆けつけたボランティアの受入・派遣や被災者ニーズの把握を行う災害ボランティアコーディネーターを育成するとともに、ボランティアセンターの開設に向けた整備など活動支援を行う。	市民協働推進課	新規
国際交流ボランティア活動の推進	国際交流を推進するボランティア活動の活性化を図り、国際交流意識を高めるため、ボランティア活動を支援する。	多文化共生・国際課	継続
女性消防団員の育成の促進	消防団員として、女性の視点を生かした活動等を行うことにより、災害のない町づくりに貢献するとともに、女性分団の活動の拡充に向けた検討を行い、消防団の活性化を図る。	消防本部総務課	拡充
消防団応援事業の実施	消防団員の体力増進（人材育成）、および、家庭生活環境支援のため、公共施設および民間施設の利用優待を行い、家族とのふれあいづくり、体力づくりを推進する。	消防本部総務課	新規

事業名	事業の概要	担当課	方向性
女性防火クラブにおけるクラブ員の拡大及び育成	火災予防、防災についての講習会を開催し、クラブ員の拡大を図るとともに、火災予防・防災思想の普及啓発や実践活動を行える校区・町自治会の女性リーダーを育成する。	予 防 課	拡充
家庭教育の啓発	地域の実情に応じた環境浄化活動等を通して家庭教育の啓発を図る。	生 涯 学 習 課	継続
図書館ボランティアの育成	ボランティア育成講座を実施し、読み聞かせボランティアや赤ちゃん絵本ボランティア、配架・書架整理・補修等を行うボランティアとして活動する人材を育成する。	図 書 館	継続

基本的な施策③ 責任者への女性の登用等の促進

地域の防災対策や生活課題などに女性の視点を取り入れるため、地域活動を担う人材の育成を推進するとともに、方針決定過程への女性の参画促進を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
自治会活動における女性の参画促進	自治会活動に女性が活躍することを推奨し、地域における男女共同参画の実現を図る。	市民協働推進課	継続
自治会活動における女性役員の参画促進	自治会活動における役員を担う人材を育成するため、研修会等を実施し、地域における男女共同参画の実現を図る。	市民協働推進課	新規

基本目標 3 男女が働きやすい環境づくり

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

重点目標（1） 雇用や就労における男女平等の推進

少子高齢化の進行、経済の低迷、グローバル化など社会情勢の変化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化は雇用形態に大きな影響を与えています。雇用の分野では労働力人口が減少し、女性の労働力や能力発揮は地域社会の活性化には不可欠です。男性に比べ女性の勤続年数は短く、管理職に就く女性の割合が低い現状を改善し、女性の活用を進めるため、男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、個々の能力が発揮できる職場づくりを推進します。

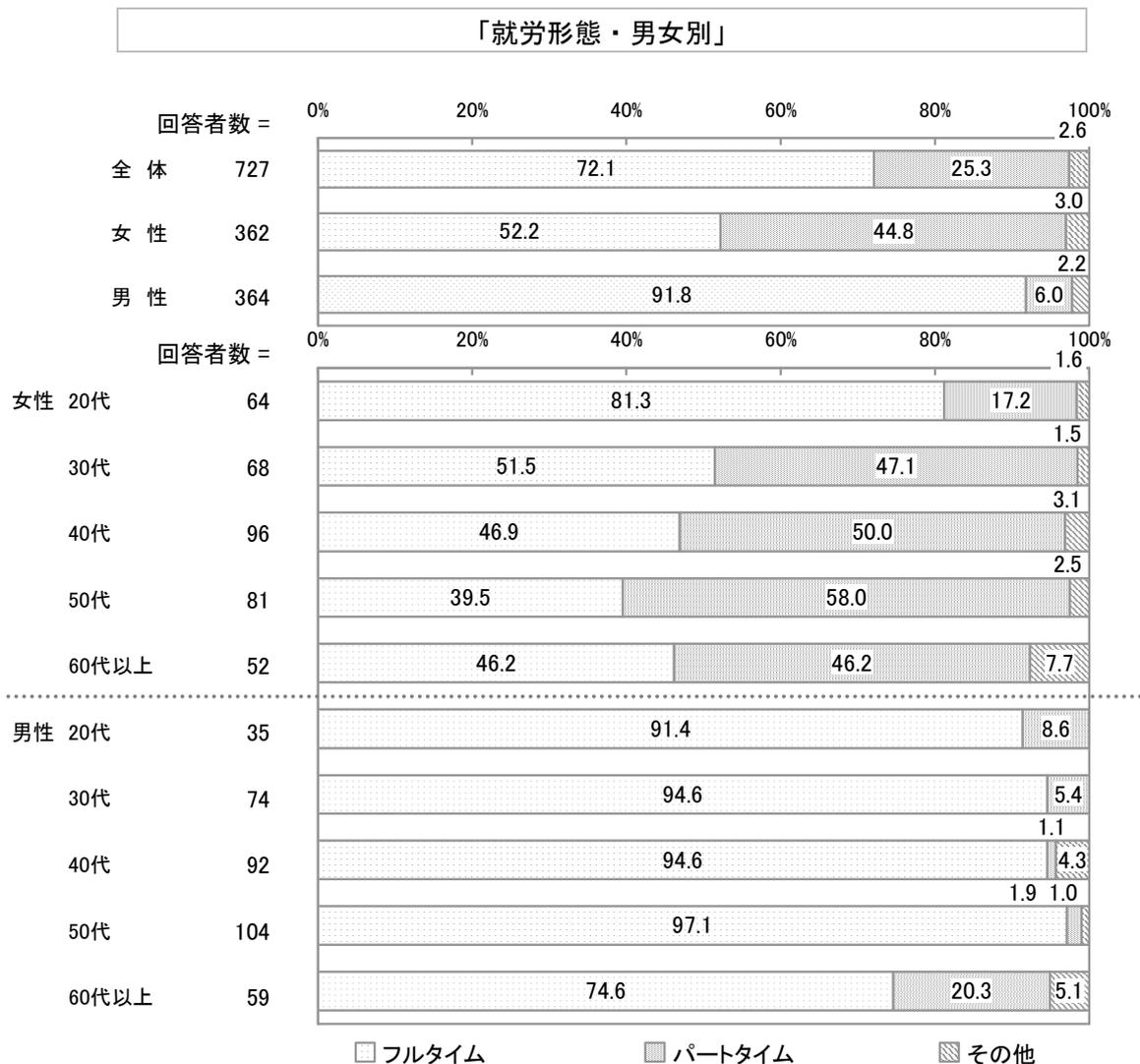
重点目標（2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は一人ひとりの健康を維持し、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画していくために必要な取組です。また、企業にとっては、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める有効な取組とも言えます。仕事、家庭、地域活動との調和のとれた暮らしの普及・啓発やこれを支援する環境づくりを進めます。

重点目標（１）雇用や就労における男女平等の推進

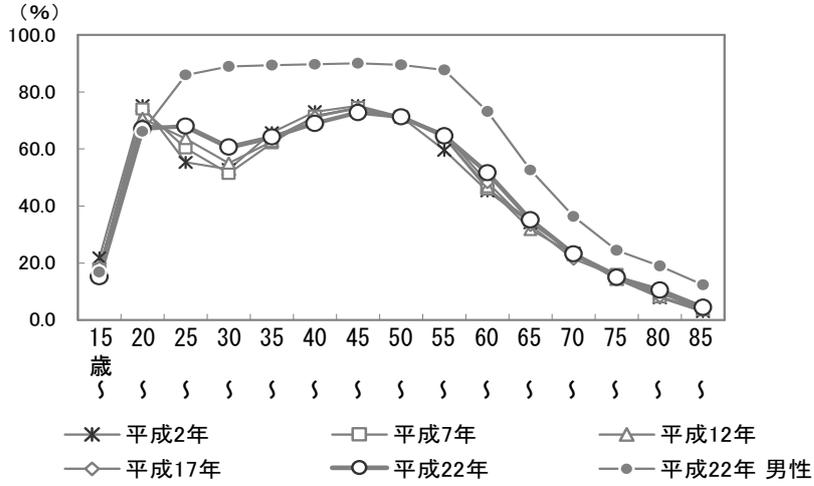
【現状】

- 就労形態は男性に比べ、女性で非正規雇用が多く、女性就労者のうち約4割が非正規雇用となっており、40歳代、50歳代では非正規雇用の割合が正規雇用を上回っています。
- 女性の年齢別就業率は、30～34歳の就業率が一旦落ち込む「M字カーブ」を描いています。
- 男女共同参画社会を実現するために行政に望むことは、「男女がともに多様な働き方を選択できる環境を整備する」が約5割を占めています。
- 販売農家において主に農業に従事した人の割合は、女性が男性を上回っており、女性は農業の担い手として重要な役割を担っています。



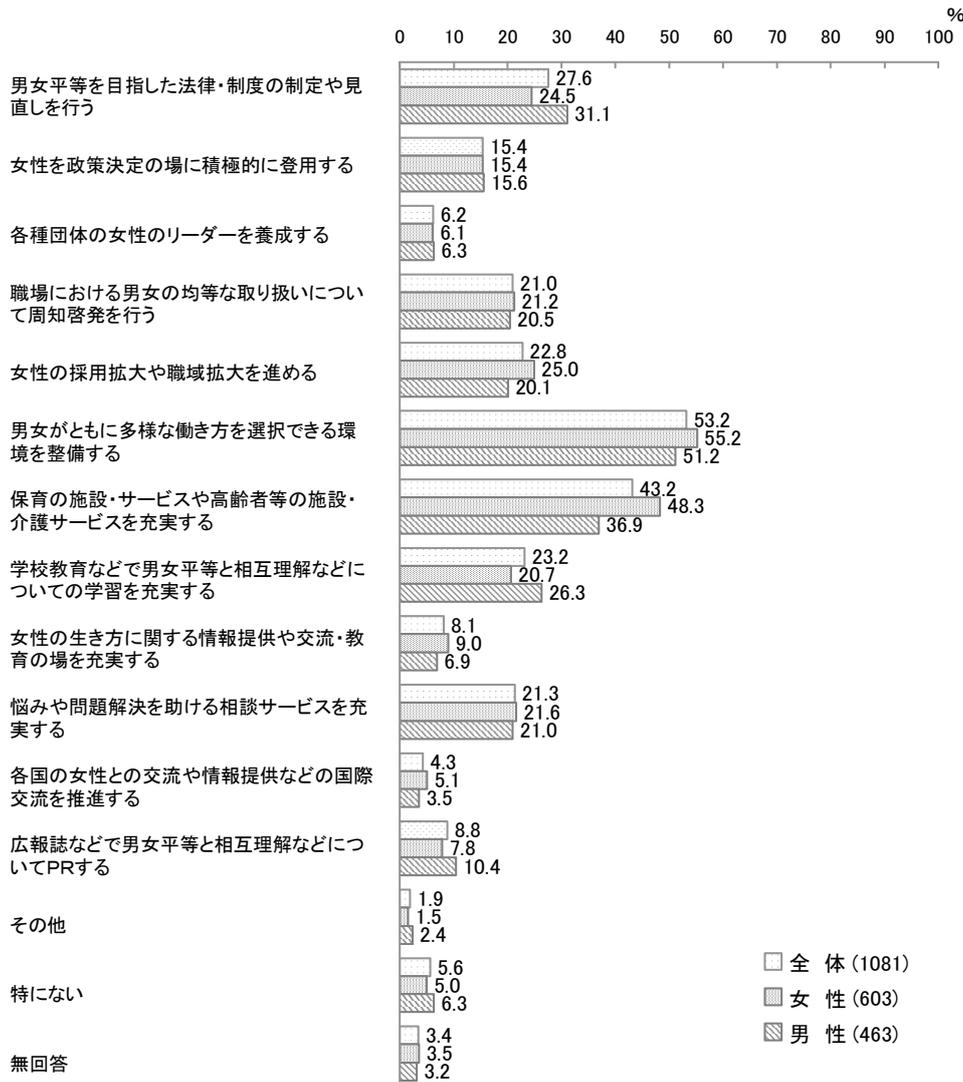
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

「女性の年齢別就業率の推移」



資料：国勢調査

「男女共同参画社会実現のために行政に望むこと」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

販売農家における農業就業人口の割合（自営農業に主として従事した世帯員数）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
男 性（人）	5,621	4,953	4,367
女 性（人）	6,928	5,612	4,563
女性が占める割合（%）	55.2	53.1	51.1

資料：世界農林業センサス

〔販売農家〕 経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいいます。

【課題】

- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、女性の労働力の活用が必要です。
- 多様な働き方が選択できるよう、一旦離職しても再就職ができる就業環境を整備していくとともに、就業に必要な能力を高め、その個性と能力を十分に発揮することができる支援が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識が根強い分野では、男女のパートナー意識の啓発や事業方針決定への女性の参画を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 雇用や就労における男女平等の推進
- 男女が就労し続けるための支援
- 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進

指標・
目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 3 重点目標（1）

雇用や就労における男女平等を推進し、男女がともに多様な働き方を選択できる就労環境の実現を目指します。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
女性(25～44 歳)の労働力率	H23 年度	60.7%	H29 年度	65.0%	市民協働推進課
家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	H23 年度	142 経営体	H29 年度	増加	農政課

基本的な施策① 雇用や就労における男女平等の推進

男女がともに働きやすい環境づくりを推進するため、男女雇用機会均等法をはじめとした雇用分野の関係法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業主などに働きかけ、性別により差別されることなく、働きやすい職場環境づくりを促進します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
事業所向け出前講座の実施	雇用、就労における男女平等やセクハラ・パワハラに関する理解の促進、女性の活躍推進など職場における男女共同参画を推進するための出前講座を開催する。	市民協働推進課	継続
企業向けパンフレットの発行	企業に対して雇用制度や環境の整備の必要性の理解を促進することを目的としたパンフレットを作成する。 企業における女性の活躍を促進することを目的としたパンフレットを作成する。	市民協働推進課 商工業振興課	新規
企業への労働に関する情報提供の推進	労働に関する法制度や労働環境の改善に関する情報を企業に向けて提供する。	商工業振興課	継続
若年者の就業への促進・支援	大学卒業者や第2新卒を対象にした合同企業説明会や高校生対象の就職面接会、キャリアカウンセリング、職業適性診断を行い若年層の就職のサポートを行う。	商工業振興課	継続

基本的な施策② 男女が就労し続けるための支援

男女平等の視点に立った職業観や就労意識を高めるため、労働者に必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実を図るとともに、女性が生涯にわたって継続就業・再就職できるよう、支援体制の整備に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
女性の就労支援に関する講座の開催	女性のキャリアアップや参加者間のネットワーク作りを目的とした講座を開催する。	市民協働推進課	継続
企業向けセミナーの実施	働きやすい職場づくりや女性の積極的な登用や能力開発を進める、積極的改善措置（ポジティブアクション）を実践する企業を支援するためのセミナーを開催する。	市民協働推進課	継続
看護師等再就職チャレンジ支援研修の実施	結婚や出産などにより退職した看護師、准看護師の職場復帰を支援するための研修を行う。	健康政策課	新規
勤労者福祉の充実	勤労者を対象にしたセミナーや勤労青少年ホームで行っている教養講座など勤労者のスキルアップや余暇活動の充実を図り、勤労意欲を高める。	商工業振興課	継続
豊橋市看護師等修学資金貸与制度の運用	豊橋市民病院へ就職希望のある看護師、助産師養成施設へ通う学生に対し、修学資金を貸与する。	市民病院管理課	新規

基本的な施策③ 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進

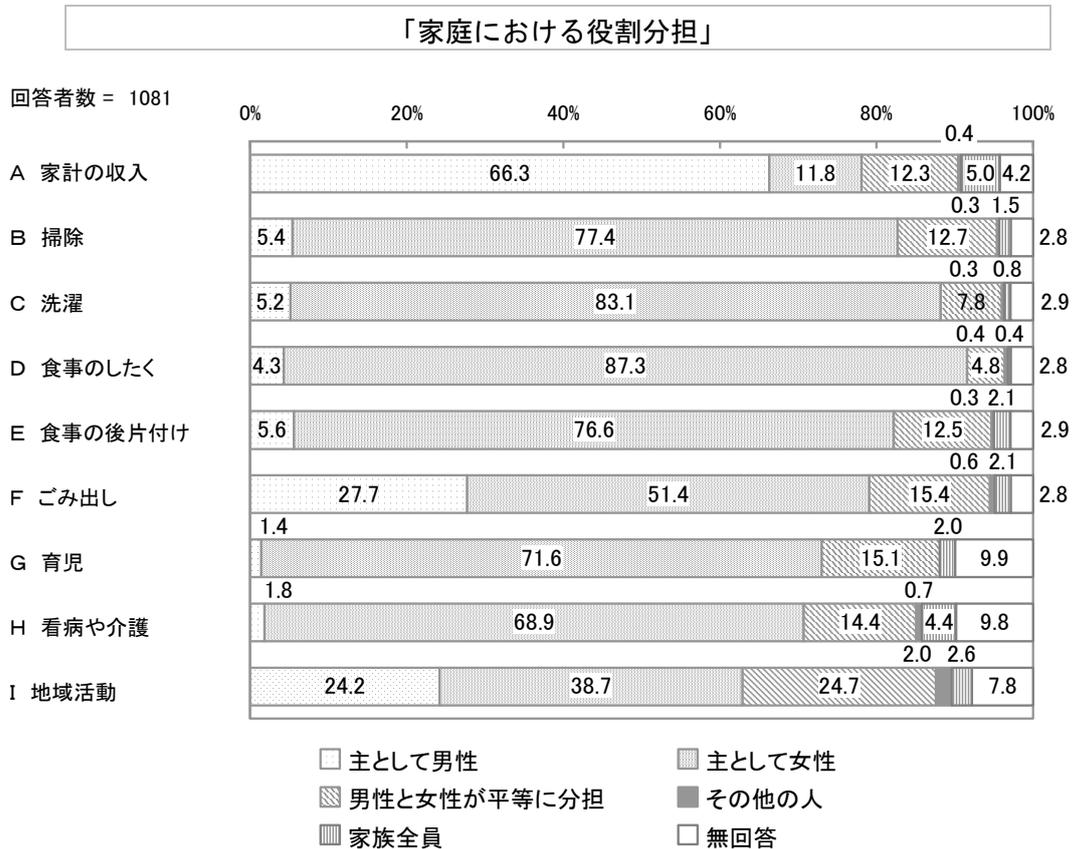
女性の農業経営や起業への参画意識を促進し、女性の地位向上を図ることにより、男女共同参画社会の実現と農業経営の改善を一体的に推進します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
豊橋女性農業団体連絡会への支援	市内の女性農業団体で組織する連絡会に対し活動支援を行う。	農 政 課	継続
女性農業者への支援	女性農業者を対象に、農業経営における経営参画推進など女性の地位向上をめざす講演会やセミナーを開催する。	農 政 課	継続
女性の起業への支援	女性のアイデアを生かして新たな事業を起こした事例や地産地消の取組等を調査するとともに、他地域の女性団体・グループと交流する機会を設け、情報交換を行う。	農 政 課	継続
農業分野での女性の役職者登用の促進	女性農業団体が、農業関係機関・団体等に対し女性を積極的に登用するよう働きかける活動に対して支援を行う。	農 政 課	継続
家族経営協定締結推進事業の実施	女性や農業後継者がやりがいを持って農業に参画できるよう、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族協定について農家に周知し、協定締結を推進する。	農 政 課	継続

重点目標（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

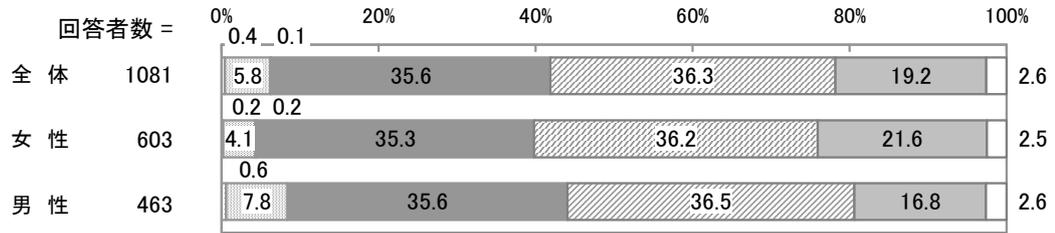
【現状】

- 家庭における役割分担は、「家計の収入」を除き、「主として女性」の割合が最も高くなっています。
- 仕事と家事・育児の分担については、「男性も女性も子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」、「子どもができたら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい」と考える人がともに3割以上を占めています。
- 女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由としては、「家事や育児との両立がむずかしい」が約7割と最も高くなっています。
- 男性が育児や介護で休みをとることについての考え方は、「とったほうがよい」と考える人が約7割を占めています。



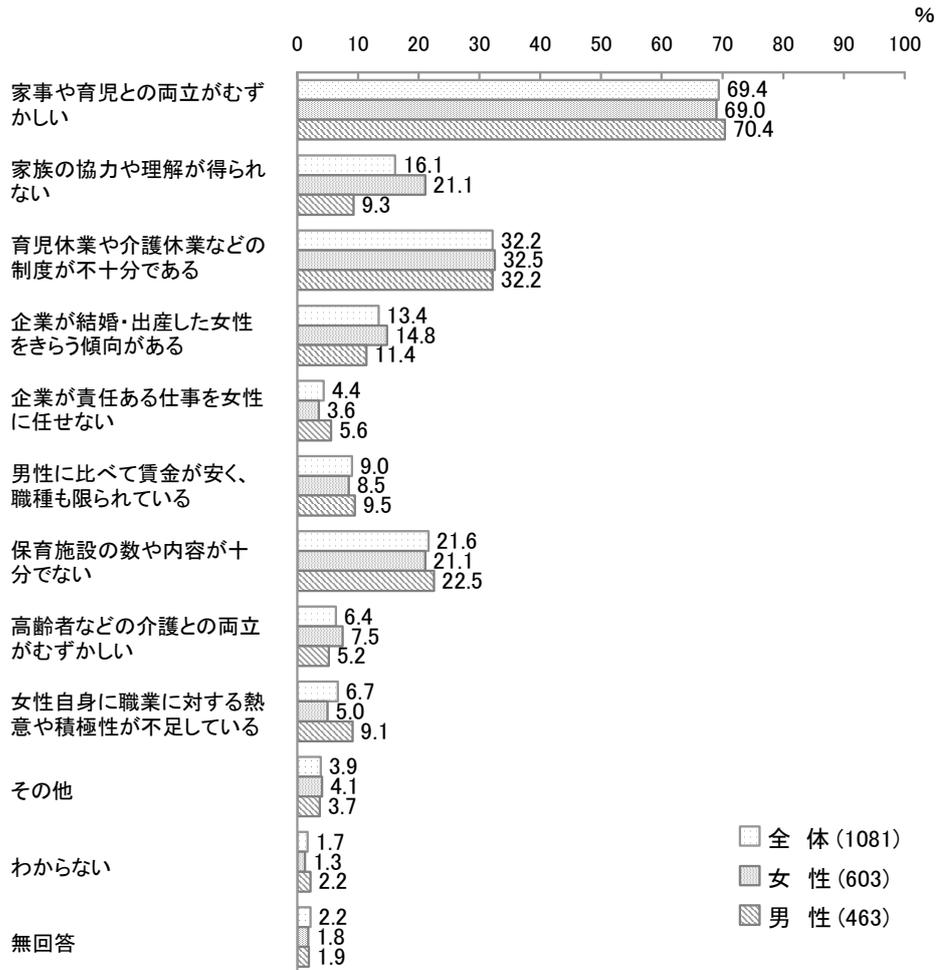
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

「仕事と家事・育児の分担について」

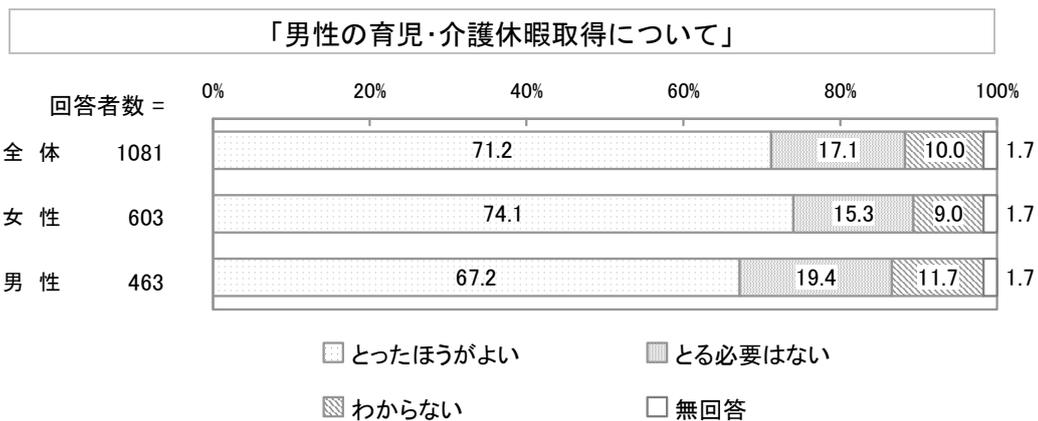


- 結婚したら、男性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
- 結婚したら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
- 子どもができたら、男性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
- 子どもができたら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
- 男性も女性も子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい
- わからない
- 無回答

「女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- 男性の家庭生活、地域活動への参画を可能にするとともに、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で、男女がともに仕事と家庭とを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。
- 育児や家族の介護を行う男女が安心して働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育てや介護への支援体制の整備・充実が必要です。

【施策の方向性】

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進
- 子育ての支援体制の整備・充実
- 介護の支援体制の整備・充実

指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 3 重点目標（2）

子育てや介護への支援体制の整備充実を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進を図ります。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	H24 年度	40 社	H29 年度	52 社	商工業振興課
ここにこサークル設置数	H23 年度	25 会場	H29 年度	増加	こども未来館
延長保育の実施か所数	H24 年度	30 園	H29 年度	増加	保育課
赤ちゃんの駅登録店舗数	H23 年度	12 か所	H29 年度	増加	子育て支援課
放課後児童クラブの実施か所数	H24 年度	65 か所	H29 年度	維持	生涯学習課

基本的な施策① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

地域や事業主に向けて労働者の健康維持や経済、社会の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの有効性について理解の促進、意識啓発を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市職員の育児・介護など、家庭と仕事の両立支援	育児・介護関連休暇の取得や、時間外勤務の削減を推進する。	人 事 課	新規
家庭における男女共同参画の理解を深める講座の開催	家庭内の固定的性別役割分担を見直すきっかけとして講座を開催する。	市民協働推進課	継続
「ワーク・ライフ・バランス」推進の認定事業所制度の検討	仕事と家庭の両立や、男女とも働きやすい職場環境づくりの視点から、さまざまな取組を実施している事業所を認定し、先進的な事例として紹介する制度を検討する。	市民協働推進課 子育て支援課 商工業振興課	新規
ファミリー・フレンドリー企業への登録促進	県が実施しているワーク・ライフ・バランスを推進する企業の登録制度への登録企業の促進を図る。	商工業振興課	新規

基本的な施策② 子育ての支援体制の整備・充実

家庭生活と仕事の両立支援に向け、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した子育て支援体制の整備・充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
仕事と子育て両立のためのハンドブックの作成	各種制度を周知し、育児への不安を解消するとともに、安心して子育てができる環境づくりをすすめ、市男性職員の子育てへの参加を促す。	人 事 課	新規
こここサークルの開設	こども未来館と各地域のネットワーク化を推進し、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供する。	こども未来館	拡充
子育てサポーター養成講座の実施	こども未来館及び各地域で開催する「こここサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し、養成講座及びフォローアップ研修を実施する。	こども未来館	継続
「子育てプラザ」、 「体験・発見プラザ」 の運営	0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に子育てプラザで遊びの場や子育ての情報などを提供する。 幼児や小学生を対象に体験・発見プラザで子どもたちの好奇心や創造性を育むような体験を用意する。	こども未来館	継続
子育てに関する 情報提供の充実	子育て支援サービスの情報をまとめた情報紙を発行する。また、子育て支援プラットフォーム事業として、子育て世帯のニーズに応じて施設や事業を選択できるよう、関連機関をネットワーク化するとともにキーステーション機関にコーディネート機能を配備し、サービスや情報提供を行う。	子育て支援課	拡充

事業名	事業の概要	担当課	方向性
子育て家庭に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と子育ての両立のため、各種団体と協力し、特に男性に対する講演会や交流会を開催し、子育ての大切さを啓発するとともに企業への理解を深める。	子育て支援課	継続
赤ちゃんの駅事業の実施	乳幼児との外出中に気軽におむつ替え、授乳等のできる施設や店舗を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭へ情報提供し、地域社会全体で赤ちゃんにやさしいまちづくりを推進する。	子育て支援課	新規
地域における子育て支援の充実	子どもの健やかな成長を支えるため、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努める。	子育て支援課 保 育 課	拡充
多様な保育サービスの充実	保護者の働き方の多様化に伴うニーズを把握するとともに保育サービスを充実し、ファミリー・サポート・センター事業など多様なサービスの提供と質の向上に努める。	保 育 課 子育て支援課	拡充
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童クラブにおいて、大規模クラブの解消や高学年児童への対応を充実する。	生涯学習課	拡充
豊橋市民病院院内保育所の運営	豊橋市民病院で働く職員の1歳から3歳までの子どもを保育する。	市民病院管理課	新規

基本的な施策③ 介護の支援体制の整備・充実

高齢者や障がい者など介護を必要とする人が安心して暮らしていくため、男女を問わず家族の協力のもとで行われる介護の在り方について啓発を行うとともに、介護の負担感や不安の解消を図るため、関係機関と連携した介護支援や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市職員の介護休暇の取得の促進	長期の休暇である介護休暇や、より取得しやすい短期介護休暇制度の周知など、効果的な取得についてのアドバイスを行う。	人事課 市民協働推進課	新規
高齢者福祉サービスの充実	支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅福祉サービスを充実する。	長寿介護課	継続
介護保険制度の運営	介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実に努め、高齢者の自立を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る。	長寿介護課	継続
地域包括ケア体制の推進	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に必要とされる支援を提供する体制に努める。	長寿介護課	継続

基本目標 4 生涯を通じた健康の保持と安心できる生活環境の整備

保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる環境の整備を進めます。

重点目標（1） 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本です。男女においては、女性の妊娠・出産はもとより、思春期、子育て期、高齢期といったライフステージを通して異なる健康上の課題があります。性別や年齢にかかわらず、すべての人が生涯の各段階に応じた方法で主体的に健康づくりに取り組む啓発に努めます。

重点目標（2） 様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障害のある人をはじめ、外国人やひとり親家庭、生活保護世帯など支援を必要とする人々が生涯にわたって健康で充実した生活を送り、安心して暮らせるよう、事業主、地域、市民活動団体などとの連携により自立支援を行うとともに、すべての人があらゆる場面へ参画できる社会づくりを進めます。

重点目標（3） 女性などに対する暴力の根絶（豊橋市DV基本計画）

暴力はいかなるものでも犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に社会問題となっているDV被害については、次代に暴力を残さない教育の推進、被害者の安全確保、自立支援など切れ目のない支援を行い、DV対策として総合的な相談体制を整備します。

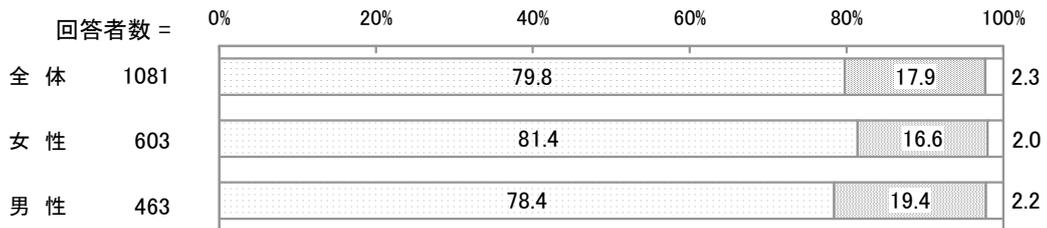
重点目標（１）生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

【現状】

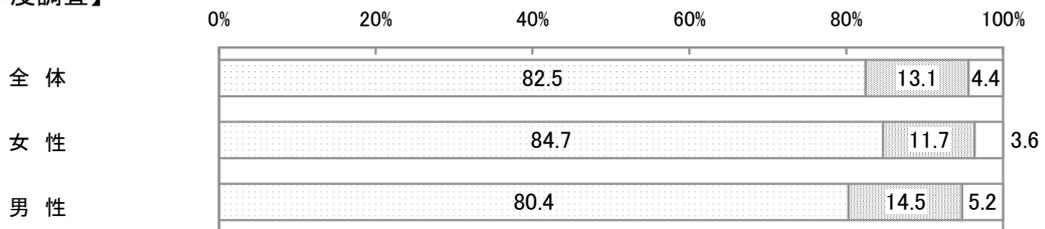
- 自分の老後に対する不安の有無については、「はい（不安がある）」の割合が約 8 割となっていますが、過去の調査と比較すると減少傾向にあります。
- 自分の老後に対して不安を感じている具体的な内容としては、「生活費のこと」が 7 割強と最も高く、次いで「自分や配偶者の健康のこと」が約 5 割となっています。
- 母親年齢階級別出生割合では、平成 18 年と比較し、35 歳以上で出産している割合が 5.9 ポイント増えるなど全体的に出産年齢の高齢化が進んでいることがうかがえます。

「老後の不安の有無」

【平成 23 年度調査】



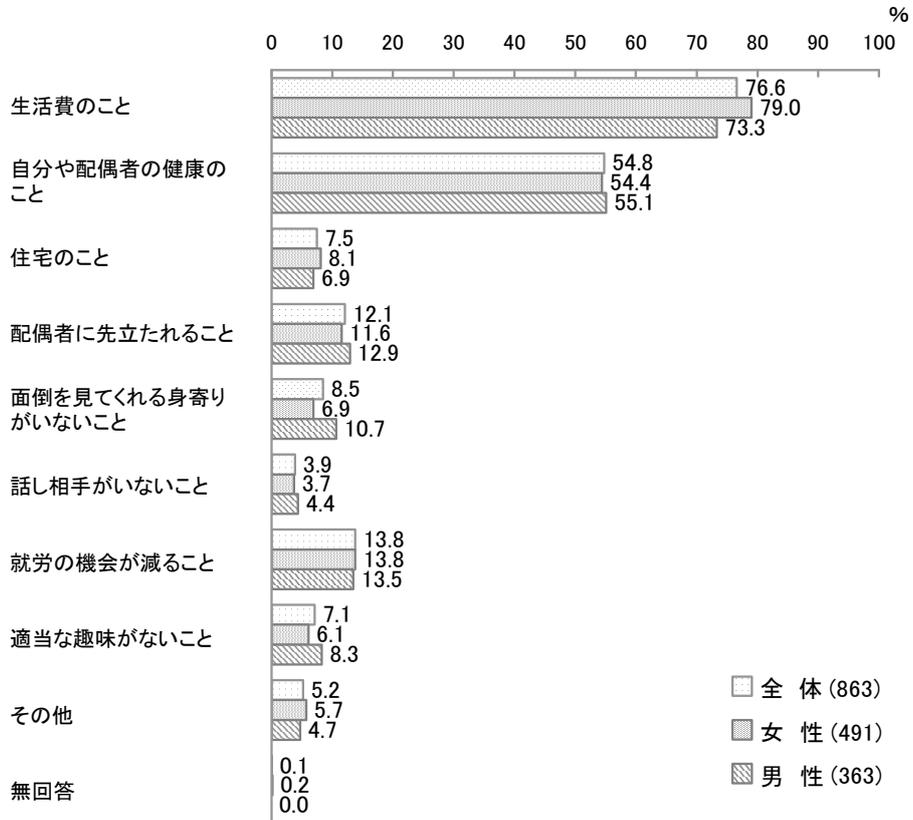
【平成 20 年度調査】



はい(ある)
 いいえ(ない)
 無回答

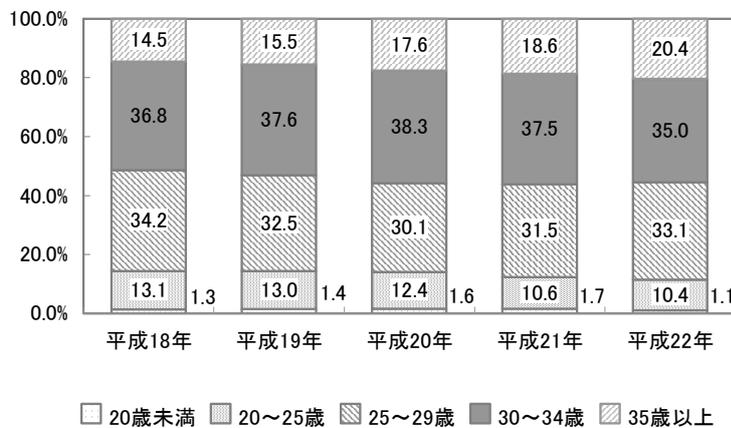
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

「老後の不安の理由」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

「母親年齢階級別出生割合」



資料：愛知県衛生年報

【課題】

- 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになるための健康教育、相談体制を確立する必要があります。
- 男女の性差に対する理解を深めるための啓発を促進するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持支援や予防施策を推進する必要があります。
- 妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実する必要があります。

【施策の方向性】

- 年齢に応じた健康づくりの推進
- 男女の性の理解の推進と、性差を踏まえた健康づくりの推進
- 安心して出産できる保健制度の充実

指標・ 目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 4 重点目標 (1)

年齢や性差をふまえた健康づくりを推進し、男女の性の理解を推進します。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳から19歳の女性人口千対)	H22年度	6.4人	H29年度	6人	こども保健課
子宮頸がん検診受診率	H22年度	41.0%	H29年度	増加	健康増進課
乳がん検診受診率	H22年度	32.9%	H29年度	増加	健康増進課

基本的な施策① 年齢に応じた健康づくりの推進

個人が抱える様々な健康課題について相談体制の充実を図るとともに、年齢に応じた健康づくりに関する支援体制を強化します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
各種予防接種の実施	予防接種法に基づき、年齢、性差に応じた予防接種を実施する。	健康政策課	新規
健康づくりについての啓発の促進	健康づくりについての啓発を各種イベントや広報などを通じて実施する。	健康増進課	継続
タバコを吸う人・吸わない人への環境整備の推進	リーフレットやポスターを作成し、タバコを吸う人と吸わない人の環境を整えるとともに、受動喫煙防止対策についても実施する。	健康増進課	拡充
健康のまちづくりへの支援	地域で健康づくりを推進していくために、健康のまちづくり事業への支援や、市内にある健康の道の啓発を行う。	健康増進課	継続
健康に関する指導及び健康管理の促進	生活習慣病の健康教育を実施し、様々な機会健康手帳を配布し、自己の健康管理の促進を行う。	健康増進課	継続
各種検診の充実	各種がん検診等を実施し、病気の早期発見、早期治療を推進する。	健康増進課	継続
子どもの生活習慣の形成の推進	親となるための心や体づくりができ、自分の健康は自分で守ることができるよう健康教育等を実施する。	こども保健課	継続
うつ・自殺予防キャンペーンの実施	うつ・自殺予防の啓発活動として街頭キャンペーンを開催する。	健康増進課	新規

基本的な施策② 男女の性の理解の推進と、性差を踏まえた健康づくりの推進

男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、性差による心身の違いや健康課題を正しく理解した健康づくりへの支援や性差医療の重要性に関する普及啓発を行います。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	男女共同参画センターの情報コーナーや啓発冊子にて女性の生涯を通じた健康問題や女性の自己決定権について啓発を図る。	市民協働推進課	継続
男女の性差に対する理解を深めるための講座の開催	妊娠・出産という、男性とは異なった身体的機能を持つ、女性の健康に関する啓発や学習機会を提供する。	市民協働推進課	新規
感染症の予防への啓発	講座や街頭啓発などを通してエイズなど感染症予防対策を推進する。	健康政策課	新規
性差を踏まえた検診の充実	男性の前立腺がん、女性の乳がん・子宮がん検診・骨粗しょう症検診など、男女特有の病気に対する検診の充実を図る。	健康増進課	新規
子どもに対する命や性に対する知識の普及	健康教育等により、命の大切さを理解し、妊娠や性感染症に関する正しい知識の普及に努める。	こども保健課	継続
市民病院における女性相談の実施	女性特有の病気・悩みに対する助言及び受診指導のため、女性の看護師などによる相談窓口を設置する。	市民病院医事課	継続

基本的な施策③ 安心して出産できる体制の整備

働きながら妊娠・出産を迎える女性の増加を見据え、より一層、すべての女性が安心して子どもを産むことができる環境の充実に努めます。

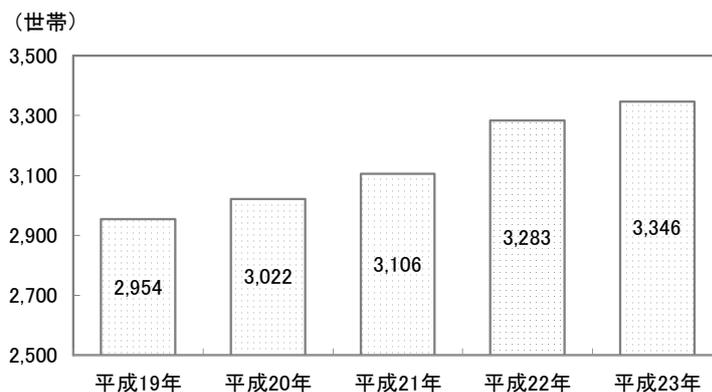
事業名	事業の概要	担当課	方向性
妊娠・出産のための支援	胎児や妊婦の健康維持のため、健診や相談など、妊娠中の保健・医療サービスの充実に努める。	こども保健課	拡充
子どもが健やかに成長できるための支援	健康診査や講習会、子育て相談、訪問指導などを通して子どもが心身ともに健康でいられるよう、また、保護者が安心して子育てできるよう支援する。	こども保健課	継続
豊橋市民病院総合周産期母子医療センター・バースセンターの開設	東三河地域の基幹病院として妊産婦が安心して子どもを産み育てることができるよう周産期医療体制を充実する。	市民病院管理課	新規

重点目標（２）様々な困難を抱える人々への支援

【現状】

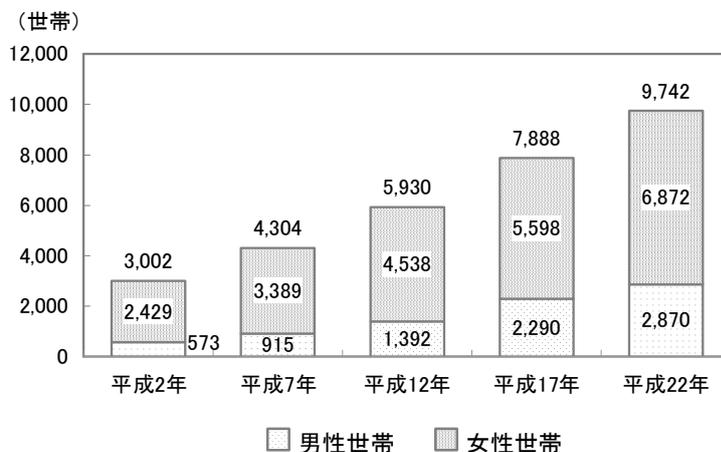
- ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の受給者は年々増加を続けており、平成23年度には3,346世帯となっています。
- 高齢者単身世帯は増加を続けており、特に男性に比べ、女性の単身世帯の増加が著しく、平成22年には6,872世帯となっています。
- 生活保護世帯は増加し、平成24年3月には1,959世帯となっています。また、男女共同参画センターの女性相談では「夫婦・異性問題」、「家族・親族問題」、「心の健康問題」などの割合が多くなっています。

児童扶養手当受給世帯の推移



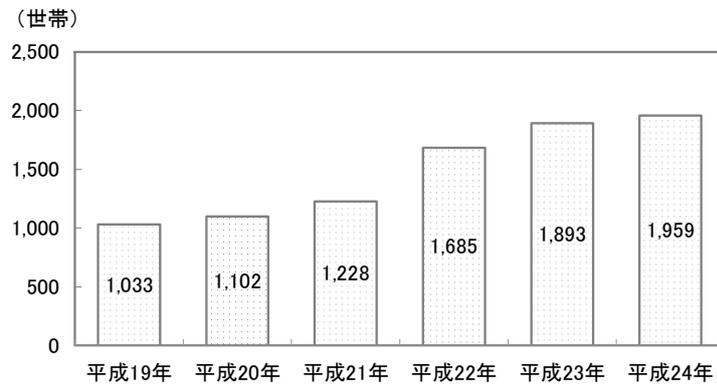
資料：豊橋市

高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査

生活保護世帯の推移



資料：豊橋市（各年3月末現在）

男女共同参画センター「女性相談件数」

	平成23年度(件数)
夫婦・異性問題	275
DV	15
家族・親族問題	335
子供	37
高齢者	9
賃借問題	3
消費者問題	33
相続問題	13
就業・職場問題	40
友人関係	117
近隣問題	40
体の健康問題	13
心の健康問題	192
その他	712
合計	1,834

資料：豊橋市

【課題】

- 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等、様々な生活上の困難を抱える人々に対し、実情に沿った自立支援を行うことが必要です。
- 安全で安心な生活を確保するため、必要な制度などの実施や関連情報の提供、自立のための相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実
- 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

指標・ 目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 4 重点目標 (2)

様々な困難を抱える人々が、安心安全な生活を確保するための支援の充実を図ります。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
男女共同参画センター女性相談の件数	H23 年度	1,834 件	H29 年度	増加	市民協働推進課
高齢者安心生活サポート事業	H23 年度	566 回	H29 年度	増加	長寿介護課

基本的な施策① 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実

【施策の方向】

あらゆる立場の男女がともに自立して社会へ参画し、安心して暮らすため、障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等への生活支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
外国人相談の実施	ポルトガル語・スペイン語に精通した外国人相談員が各種相談を行い、日常生活の支援を図る。	多文化共生・国際課	継続
外国人市民に対する各種行政情報の提供	ポルトガル語・英語などに精通した国際交流員、外国人相談員が母国語で市政情報等を提供することにより、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりを行う。	多文化共生・国際課	継続
ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭に対する手当の支給や医療費助成による経済的支援、日常生活支援、相談・助言等を行う。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭への就業支援	高等技能訓練促進事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等就業支援センター事業により、ひとり親家庭の母の就業を支援し、自立を促進する。	子育て支援課	継続
高齢者の健康づくりの推進	介護予防知識の普及啓発や健康づくりのため、シルバースポーツの振興を図る。	長寿介護課	継続
高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者の地域活動・ボランティア・生涯学習等の啓発活動を行い、生きがいを持って健康で活発に活動するアクティブシニアの増加を図る。	長寿介護課	継続

事業名	事業の概要	担当課	方向性
ひとり暮らし高齢者等への生活支援	孤立化のおそれがあるひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、給食配送時の利用者の安否確認、自宅を訪問して買い物支援・話し相手等を行う高齢者安心生活サポート事業などを推進する。	長 寿 介 護 課	新規
障害児保育事業の実施	就労などによって家庭で保育ができない障害児に対し、保育所での保育を実施する。	保 育 課	拡充
外国人児童に対する保育支援の実施	外国人児童・保護者を対象に通訳支援など保育に関する情報提供や子育て相談などを実施する。	保 育 課	新規
民生委員児童委員など地域における支援の充実	寝たきり、ひとり暮らし、認知症など高齢者への支援や子どもの健診調査など子育て支援をはじめ、障害者に関する支援活動などを実施する。	障 害 福 祉 課	継続
障害者に対する自立支援の充実	障害者の社会参加の促進を図るため、日常生活用具などの支給のほか、講座や各種訓練の開催、相談業務などを実施し、総合的な支援を行う。	障 害 福 祉 課	拡充
母子世帯、子育て世帯への優先入居の実施	ひとり親である母子世帯や小学校就学前の子を扶養している世帯に対して、市営住宅に優先して入居できる施策を実施する。	住宅課	新規

基本的な施策② 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

未婚や離婚の増加に伴う単身世帯や、若年層や女性に多い非正規労働者など、生活に様々な困難を抱えやすい人々を支援するため、情報提供や相談体制の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
生活に対する相談体制の充実	消費生活や離婚、相続など生活上の様々な問題に対する相談を行い、適切・迅速な対応に努める。また、各関係機関との連携を深め、被害の拡大防止と潜在的な被害の発掘に努める。	安全生活課	拡充
消費生活に関する市民意識の向上	消費者自らが暮らしに関する知識を積極的に身につけ、賢い消費者となるための講座を開催する。	安全生活課	継続
女性相談事業の実施	女性相談員による女性のための各種相談事業を実施し、女性の悩みごとの解決を支援する。	市民協働推進課	継続
困難を抱える若者への支援	NPO 等の支援機関と連携し、豊橋市子ども・若者支援地域協議会を中心とした総合相談窓口や若者サポートステーションの運営により、困難を抱える若者の支援を行う。	生涯学習課	拡充

重点目標（３）女性などに対する暴力の根絶 （豊橋市DV対策基本計画）

「豊橋市男女共同参画計画 とよはしハーモニープラン 2013 - 2017」の重点目標「女性などに対する暴力の根絶」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月11日公布、平成20年1月11日施行)」第2条の2第3項に基づく「市町村基本計画（DV基本計画）」と位置づけています。

計画策定の趣旨

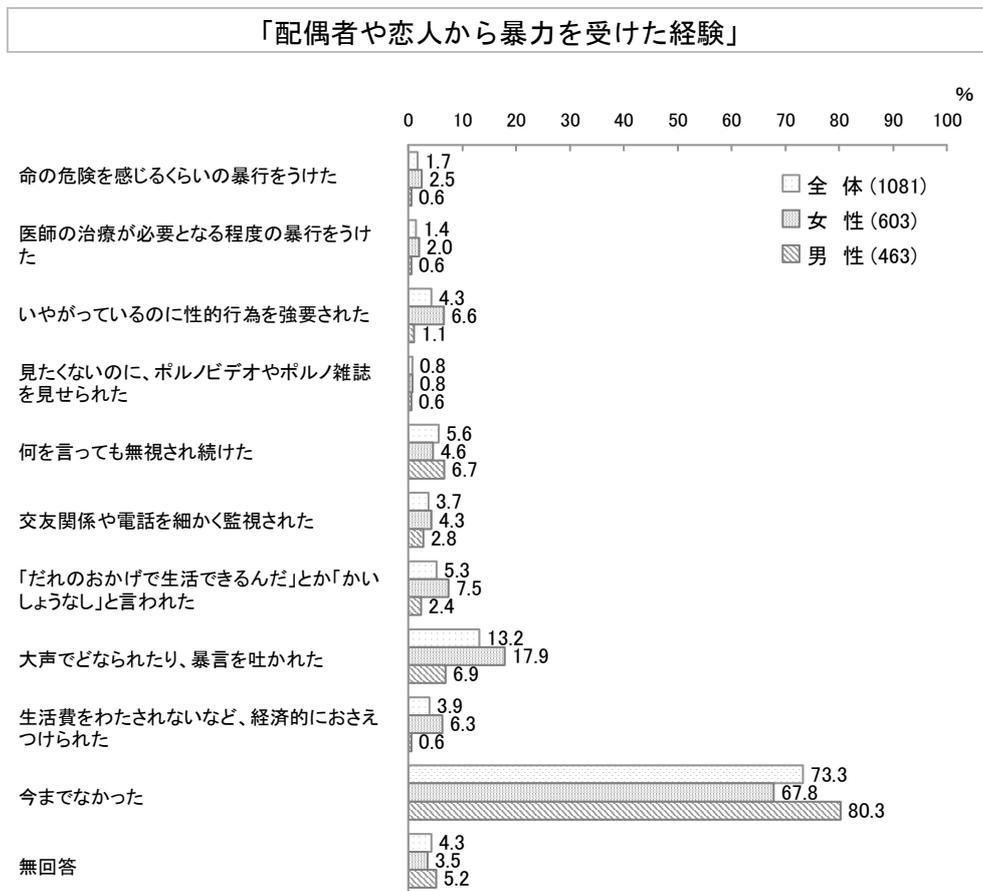
配偶者などからの暴力（以下「DV」と略記）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

DVは家庭内で行われるため、潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は多くの場合女性であり、この背景には、性別に基づく固定的な役割分担意識や、就業実態における男女の格差など、男女共同参画社会を実現するために解決すべき同様の課題が存在しています。

豊橋市においてもDVを防止し、根絶するためには、男女が互いに、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要であり、このような観点から、DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進していく必要があります。

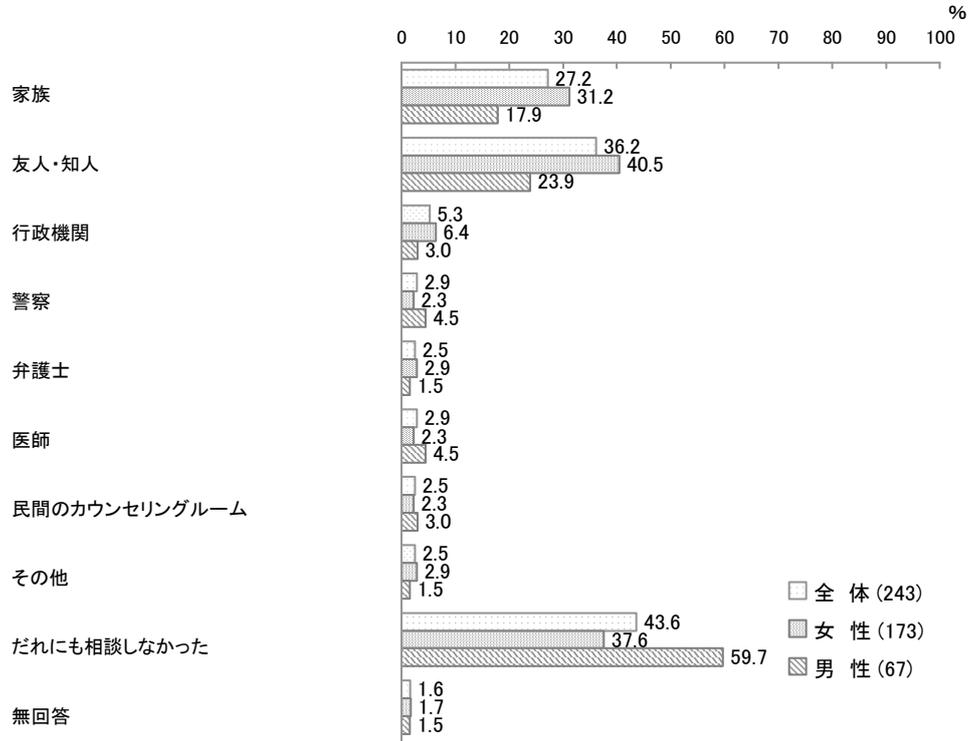
【現状】

- 配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人（「今までなかった」を除く）は、約2割となっています。また、被害者には男性に比べ女性が多い傾向がみられます。
- 暴力被害者のうち、被害を「だれにも相談しなかった」は約4割で、相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもないと思ったから」が約5割を占め、被害者が自身の被害を過小評価していることがうかがえます。
- 暴力を防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が約5割と最も高くなっています。

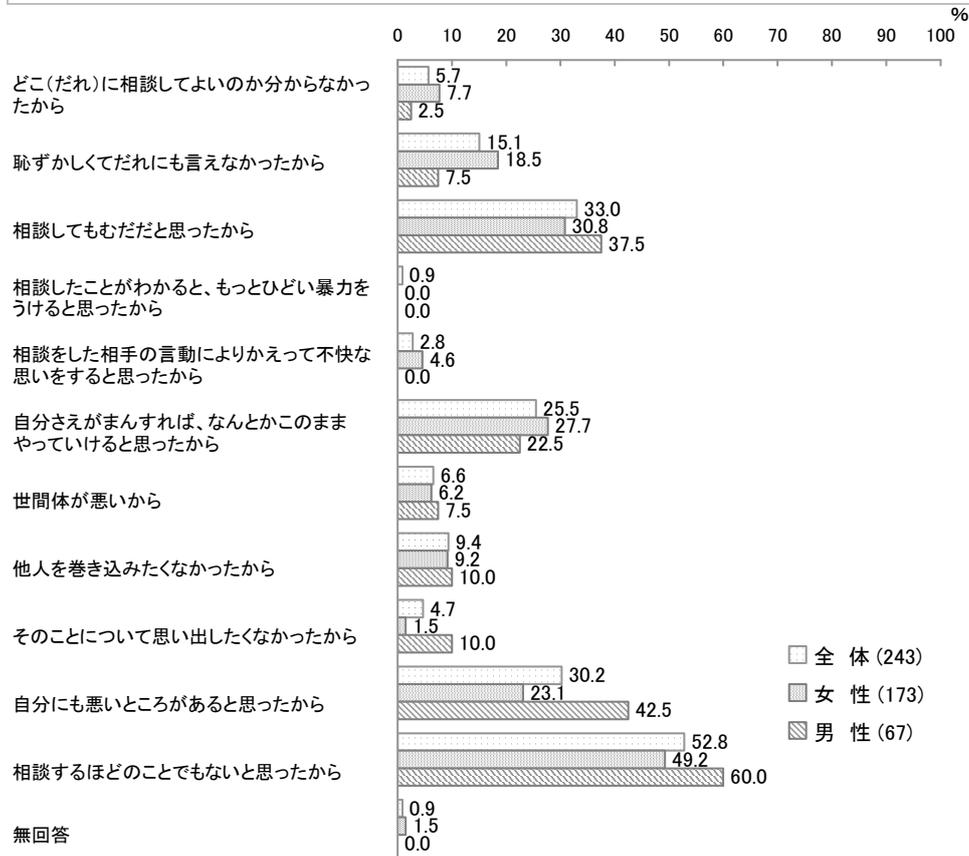


資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

「暴力行為についての相談相手」

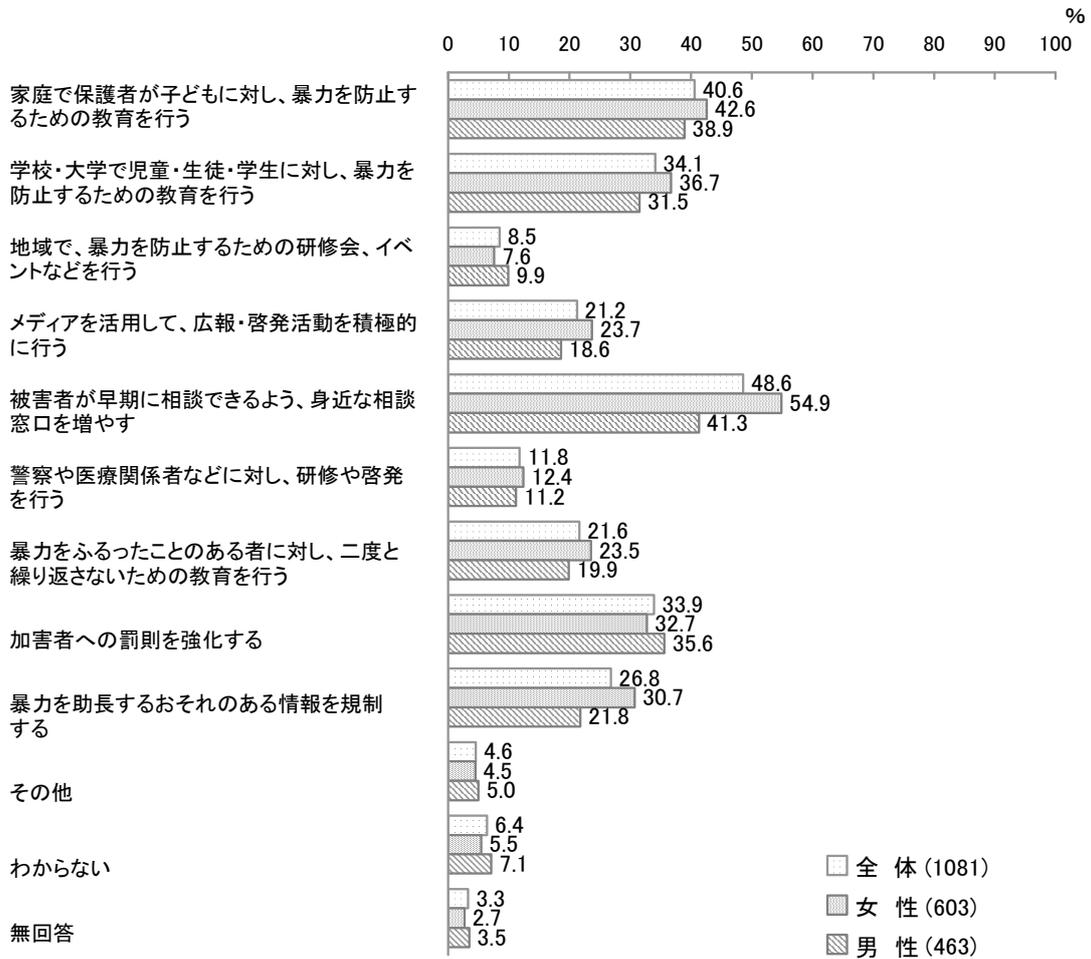


「相談しなかった理由」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

「男女間の暴力を防止するために必要なこと」



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化する特性があるため、DVに関する正しい理解の普及を図り、暴力を許さない気運を醸成することが必要です。
- 被害者の安全確保、自立支援を確実なものとするため、適切な助言・措置を実施できる相談体制を整えることが必要です。
- 被害者の安全確保から自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化に取り組み、一体となった支援を行うことが必要です。

【施策の方向性】

- DV防止のための啓発活動の推進
- 安心して相談できる体制の整備
- DV被害者への自立支援の充実

指標・ 目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標 4 重点目標 (3)

DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進します。

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
DV防止法を知っている人の割合	H23 年度	76.8%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
DV相談窓口の認知度	—	—	窓口設置後に設定		市民協働推進課

基本的な施策① DV防止のための啓発活動の推進

女性などに対する暴力を許さない社会の実現のため、社会全体で男女の人権尊重意識を醸成する取組を進めるなど、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
DV理解・防止のための啓発の促進	DVに関する正しい理解と認識を図るため、広報・パンフレット等を活用した啓発を促進する。	市民協働推進課	新規
「女性に対する暴力をなくす運動」の展開	11月12日～25日(11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」週間にあわせ啓発事業を実施する。	市民協働推進課	新規
DV理解のための講座の開催	男女間における暴力が、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることへの理解を深めることを目的とした講座を開催する。	市民協働推進課	継続
デートDV対策の推進	高校生・大学生など若年層を対象としたデートDVに対する認識を高めるための出前講座を実施する。	市民協働推進課	新規

基本的な施策② 安心して相談できる体制の整備

庁内や関係機関との連携を強化し、DV被害者が安心して相談できる体制を整備します。また、緊急時には一時保護を実施し、被害者の安全を確保に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
総合的なDV相談窓口の設置	潜在化しやすいDV被害を未然に防ぎ、早期の段階での実態把握や情報提供を図り、関係機関との連携のもと相談者への必要な対策を施すことを目的とした窓口の設置を検討する。	市民協働推進課 安全生活課 多文化共生・国際課 子育て支援課 長寿介護課 障害福祉課	新規
専門相談員の配置及び育成	被害者に対する的確な相談、支援が実施できるよう専門相談員を配置するとともに、DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門的知識の習得や研修の充実を図る。	市民協働推進課 安全生活課 多文化共生・国際課 子育て支援課 長寿介護課 障害福祉課	新規
庁内の連携体制の整備	啓発・相談・自立支援など多岐にわたるDV施策を円滑に実施するため、関係各課による連携体制を整備する。	市民協働推進課	拡充
関係機関・民間団体との連携体制の整備	相談業務に的確に対応するために、愛知県、警察など関係機関、民間団体との連携を図る。	市民協働推進課	新規
緊急時における相談者の安全確保と一時保護の実施	一時保護施設と連携を図り、DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。	福祉事務所	新規

基本的な施策③ DV被害者への自立支援の充実

DV被害者が自立した生活をおくるため、関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、各種支援を提供します。また、関係機関と連携し、情報共有を図るとともに被害者の安全確保、心のケアに努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
生活の支援	関係する法律及び各種制度により経済的な支援を行う。	子育て支援課 長寿介護課 障害福祉課	新規
就業の支援	ハローワーク等関係機関と連携を図り、就労支援を実施する。	子育て支援課 障害福祉課	新規
住宅の確保	母子生活支援施設、老人福祉施設、市営住宅等を活用し、DV被害者の住宅の確保に努める。	福祉事務所 住宅課	新規
子どもの就学・保育等の支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を行う。	学校教育課 保育課	新規
被害者に係る情報の保護	住民基本台帳事務における支援措置を実施する。	市民課	新規

基本目標 5 計画を推進する体制の整備

このプランの推進体制を確立するとともに、施策の推進体制を強化します。

重点目標（1） 推進する体制の整備

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、庁内の連携を強化するとともに、市民協働の観点から、行政、地域、事業主、市民活動団体などと連携し、事業を推進していきます。

重点目標（2） 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画行動計画で位置づけた施策を総合的かつ効果的に推進することが求められます。男女共同参画における活動を総合的に支援し、推進を図るための拠点として、男女共同参画センターの利用促進を図ります。

重点目標（１）推進する体制の整備

【現状】

- 市職員への男女共同参画意識の醸成を図り、行政における各分野で男女共同参画を推進する取組を実施するため、「テーマ別研修」、「管理職研修」などを実施しています。
- 男女共同参画推進セミナーの修了生を登録し、市と協働して男女共同参画を地域で広げるための取組を進めています。
- 豊橋市男女共同参画推進会議を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、効果的に推進しています。
- 男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査・審議する豊橋市男女共同参画推進会議を設置し、市民意見を聴取し、施策に反映しています。

【課題】

- 庁内の意識改革に向けた問題提議を行い、実効性のある施策を検討することが必要です。
- 市民協働のもとでプランを推進するにあたって、市民意見の集約や施策への反映についても検討を重ねることが必要です。

【施策の方向性】

- 庁内推進体制の強化
- 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

基本的な施策① 庁内推進体制の強化

施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署の連携を強化し取組を進めます。また、男女共同参画推進会議や男女共同参画審議会により、その進行管理を行います。さらに、市自体が一つの事業主として他の事業所のモデルとなるよう庁内の男女共同参画を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男女共同参画推進会議の開催	総合的に男女共同参画行政を推進するため、副市長を会長とした庁内会議を開催する。	市民協働推進課	継続
市職員向け研修会の実施	職員向けに男女共同参画に関する研修会を実施する。	市民協働推進課	継続

基本的な施策② 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

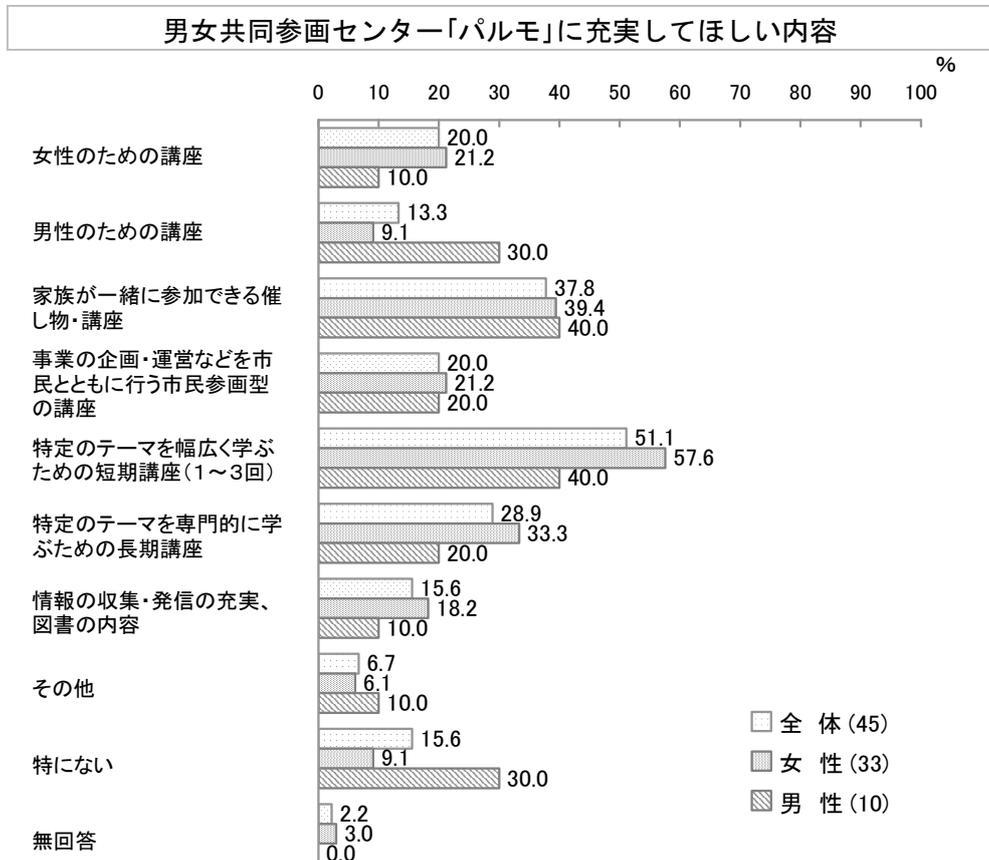
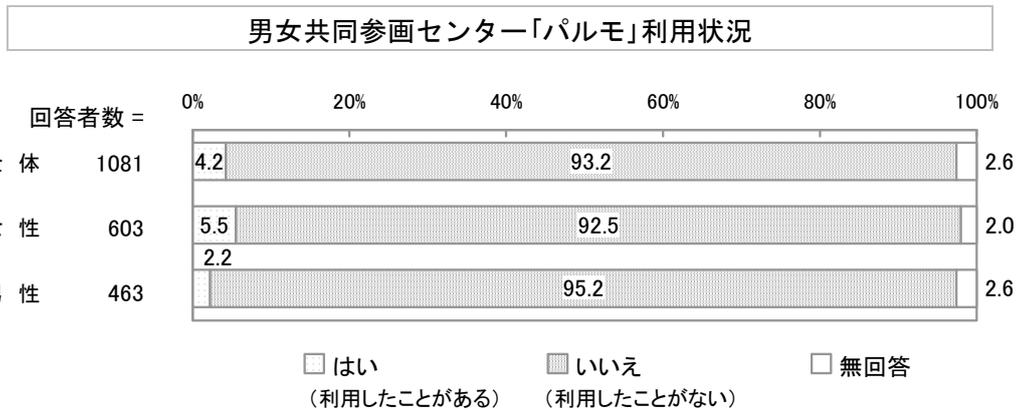
市の男女共同参画の指針である「豊橋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民・事業主・市民活動団体との協力・連携体制を強化し、協働によって男女共同参画に関する施策を推進します。また、施策の推進にあたっては広く市民からの意見を聴取し、反映させていきます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男女共同参画審議会に対する支援の充実	審議会委員の選任において男女共同参画の観点から公募委員の就任拡大を図るとともに、あらゆる分野での男女共同参画の推進および格差改善のための重要事項について調査・審議を行うなど審議会運営への支援に努める。	市民協働推進課	拡充
市民意見の収集	プランの推進を図るとともに取組事業の進捗管理を行うため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。	市民協働推進課	拡充

重点目標（２）男女共同参画センターの充実

【現状】

- 男女共同参画センターの利用者数は減少傾向にあり、「いいえ（利用したことがない）」が約9割を占めています。
- 男女共同参画センターに充実してほしいことは、「特定のテーマを幅広く学ぶための短期講座（1～3回）」が約5割と最も高くなっています。



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

【課題】

- 利用者の増加に向けた施設PRやサービスの充実など、拠点施設としての機能強化が必要です。
- 男女共同参画における活動を総合的に支援し、男女共同参画センターの利用促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実
- 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

基本的な施策① 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実

施策を効果的に推進するため関係機関と連携し、男女共同参画に関する必要な情報や先進事例等の収集とわかりやすい公表に努め、市民の男女共同参画に関する取組を支援します。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
男女共同参画センターの利用促進	広報紙の発行や、HP の活用により男女共同参画センターの事業内容を広く市民にPR するとともに利用者の促進を図る。	市民協働推進課	拡充
男女共同参画に関する書籍・資料の充実	男女共同参画に関連する書籍・資料等を整備し、市民の情報収集活動を支援する。	市民協働推進課	継続
男性や起業を目指す女性の利用促進のための支援	利用料金の減免、ポイント制による無料利用などの特典を新設する。	市民協働推進課	新規

基本的な施策② 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

自主グループ等各種団体の活動拠点として機能が果たせるよう、環境づくりに努めます。また、広く市民に親しまれる施設運営に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	方向性
市民企画セミナーの実施	市民と行政が協働し、企画・運営を行う市民企画セミナーを開催する。	市民協働推進課	継続
男女共同参画センター指定管理者との連携	男女共同参画センターの円滑な運営を図るため、指定管理者と連携し、利用者の利便性を図るとともに利用率の向上に努める。	市民協働推進課	継続
利用者の男女共同参画意識に対する育成	男女共同参画センターで活動する男性グループやボランティアなどの育成と資質の向上を図るため、研修会を開催する。	市民協働推進課	拡充
自主グループへの活動支援	男女共同参画センターを利用する自主グループに対して、活動や組織運営についてアドバイスを行う。	市民協働推進課	継続

成果指標一覧

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
重点目標（1）人権を尊重した男女共同参画意識の向上					
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合	H23 年度	33.3%	H29 年度	50.0%	市民協働推進課
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H23 年度	15.0%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
重点目標（2）子どもにとっての男女共同参画の促進					
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える人の割合	H23 年度	68.6%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
小・中学校における人権教育の実施	H23 年度	小学校 2ブロック 中学校 7校	H29 年度	小学校 2ブロック 中学校 7校	福祉政策課
重点目標（3）男性にとっての男女共同参画の促進					
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）男性の割合	H23 年度	27.0%	H29 年度	3ポイント以上の上昇	市民協働推進課
市男性職員の育児参加休暇等の取得率	H23 年度	11.1%	H26 年度	50.0%	人事課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
重点目標（1）政策・方針決定の場への女性の参画の促進					
市の審議会等に占める女性委員の割合	H24 年度	29.8%	H29 年度	35.0%	市民協働推進課
市職員の管理監督者に占める女性の割合	H23 年度	6.1%	H28 年度	10.0%	人事課
学校における女性教員の管理部門（校長・教頭）への登用	H24 年度	17.0%	H29 年度	現状より増加	学校教育課
重点目標（2）地域活動等における男女共同参画の促進					
自治会長に占める女性の割合	H24 年度	校区 2 人 町 15 人	H29 年度	増加	市民協働推進課
NPO 法人における女性代表者数	H24 年 10 月	22 人 (74 団体)	H29 年度	増加	市民協働推進課

基本目標 3 男女が働きやすい環境づくり

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
重点目標（1）雇用や就労における男女平等の推進					
女性（25～44歳）の労働力率	H23年度	60.7%	H29年度	65.0%	市民協働推進課
家族のルールの作成数 （家族経営協定締結数）	H23年度	142 経営体	H29年度	増加	農政課
重点目標（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進					
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	H24年度	40社	H29年度	52社	商工業振興課
ここにこサークル設置数	H23年度	25会場	H29年度	増加	こども未来館
延長保育の実施か所数	H24年度	30園	H29年度	増加	保育課
赤ちゃんの駅登録店舗数	H23年度	12か所	H29年度	増加	子育て支援課
放課後児童クラブの実施か所数	H24年度	65か所	H29年度	維持	生涯学習課

基本目標 4 生涯を通じた健康の保持と安心できる生活環境の整備

項目名	実績		目標		担当課
	年度	実績	年度	目標	
重点目標（1）生涯を通じた心身の健康づくりへの支援					
10代の人工妊娠中絶実施率 （15歳から19歳の女性人口千対）	H22年度	6.4人	H29年度	6人	こども保健課
子宮頸がん検診受診率	H22年度	41.0%	H29年度	増加	健康増進課
乳がん検診受診率	H22年度	32.9%	H29年度	増加	健康増進課
重点目標（2）様々な困難を抱える人々への支援					
男女共同参画センター女性相談の件数	H23年度	1,834件	H29年度	増加	市民協働推進課
高齢者安心生活サポート事業	H23年度	566回	H29年度	増加	長寿介護課
重点目標（3）女性などに対する暴力の根絶（豊橋市DV基本計画）					
DV防止法を知っている人の割合	H23年度	76.8%	H29年度	3ポイント 以上の上昇	市民協働推進課
DV相談窓口の認知度	—	—	窓口設置後に設定		市民協働推進課

資料編

1 豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱

